

豊岡市観光自主財源勉強会

魅力ある観光地の実現に向けて
～「観光振興財源」としての観光税を考える～

2025年12月2日

公益財団法人日本交通公社

JTBF京都観光レジリエンス研究センター 主任研究員

小川 直樹



はじめに

公益財団法人日本交通公社について

名称	公益財団法人日本交通公社 Japan Travel Bureau Foundation (JTBF)
設立	1912年（1963年改組）
代表者	会長 小林 高広
所在地	〒107-0062 東京都港区南青山二丁目7番29号 日本交通公社ビル



1912

創設 当時の名称は「ジャパンツーリストビューロー」、
外国人観光客誘致が目的の任意団体として設立

⋮

1945

財団法人日本交通公社と改称

⋮

1963

現在の(株)JTBを分離、旅行・観光分野のシンクタンクに特化

⋮

2012

公益財団法人に認定

⋮

2016

文部科学省科学研究費助成事業指定研究機関となる

⋮

2022

沖縄事務所「おきなわサステナラボ」開設

⋮

2025

京都事務所「JTBF京都観光レジリエンス研究センター」開設

公益財団法人日本交通公社の業務

セミナー・シンポジウム

機関紙・出版

自主研究

大学の講義

講演・執筆

「旅の図書館」の運営

研究・調査

独自財源を用いて
取り組む自主事業

学術研究で
知見を深める



実践の場で
知見を活かす



実践

国や地方公共団体等
からの受託事業

観光庁

環境省

経済産業省

都道府県

市区町村

観光協会など

本日の流れ

I

なぜ観光財源が必要なのか？

II

日本で利用できる観光財源の例と事例紹介

III

観光財源の使途の考え方

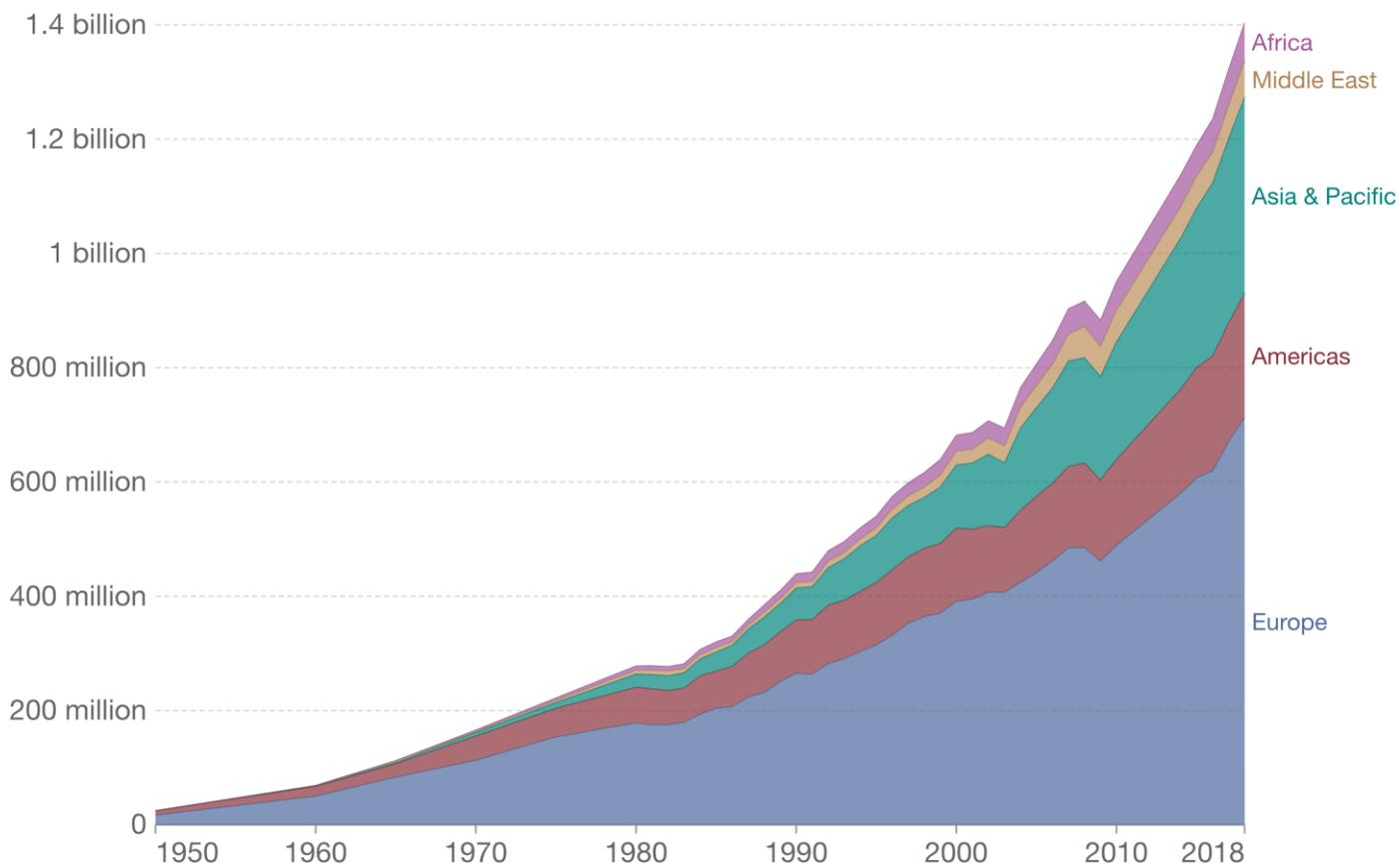
I

なぜ観光財源が必要なのか？

膨張する国際旅客数～ほぼ唯一の成長市場

International tourist arrivals per year by region

Our World
in Data



Source: United Nations World Tourism Organization - World Tourism Barometer (2019)

OurWorldInData.org/tourism/ • CC BY

「観光」がもたらす地域振興効果

地域の持続性を高めることができる21世紀型の観光振興

付加価値形成力の高い地域

サービス経済社会に対応した持続性の高い地域が形成される



女性の定住促進

ホスピタリティ産業が集積し、振興している地域は女性にとっても住みやすい地域となる。



他産業の付加価値向上

観光地としてのブランド力は、地名にポジティブな効果が生じ、産品や土地などの付加価値が向上する。



有為人材の移住

地域のイメージ向上によってライフスタイルが認知されることで、生産性の高い人材が移住してくる。

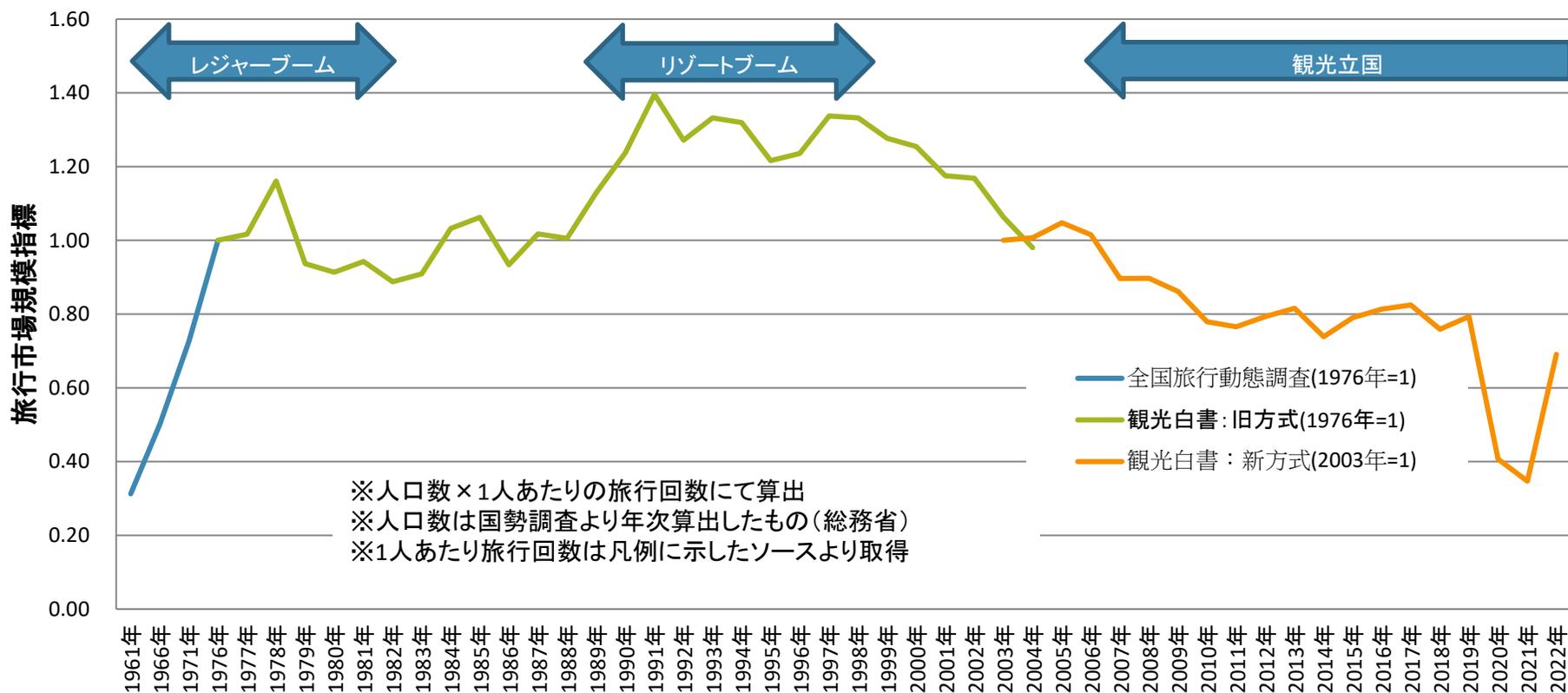


観光消費に寄るホスピタリティ産業の振興

観光消費を増やすことによって、ホスピタリティ産業の打ち上げを高め、経済波及効果を増大させる

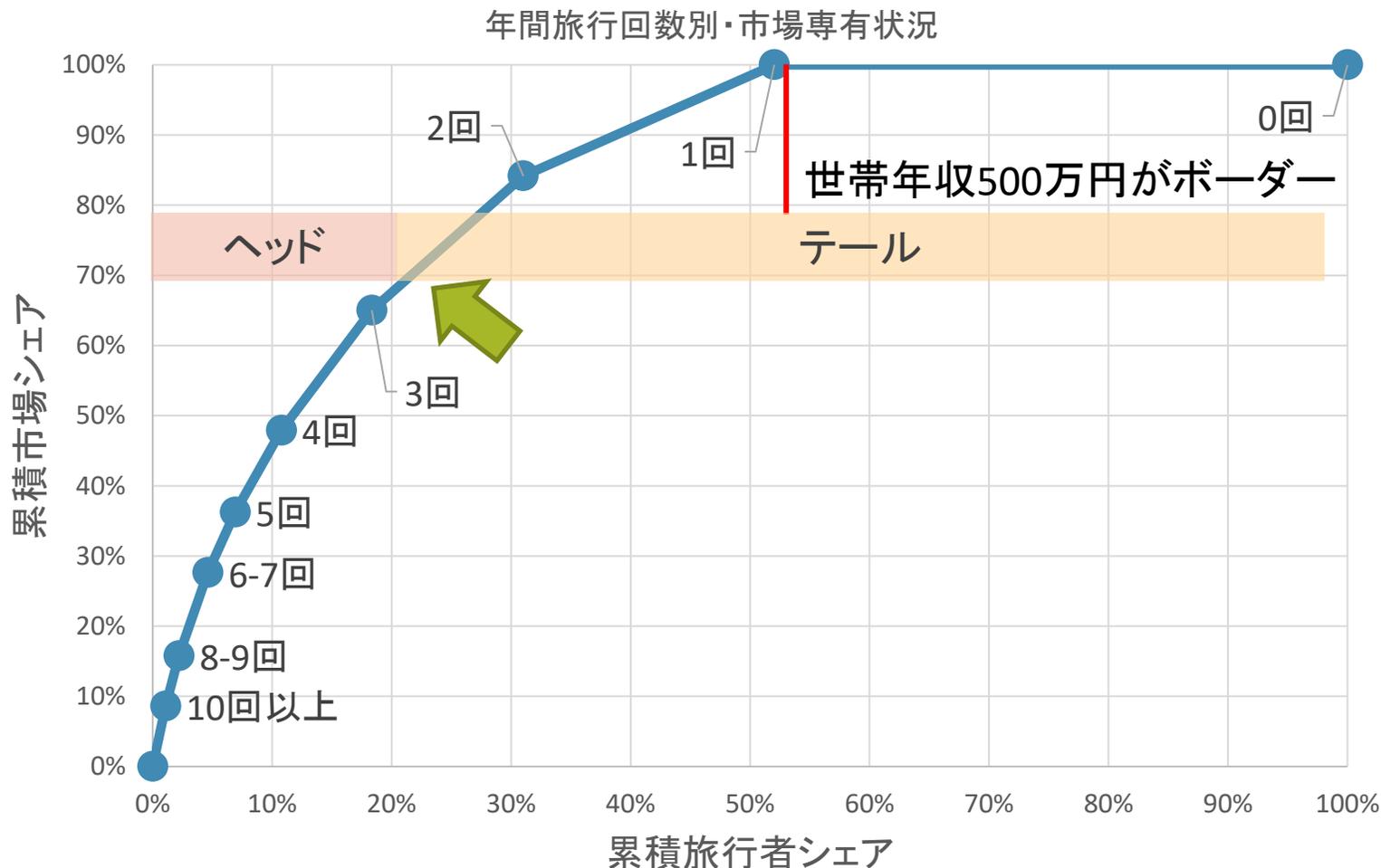
国内市場は長期的には縮小傾向

旅行市場規模(人口数×1人あたり旅行回数)の長期的動向



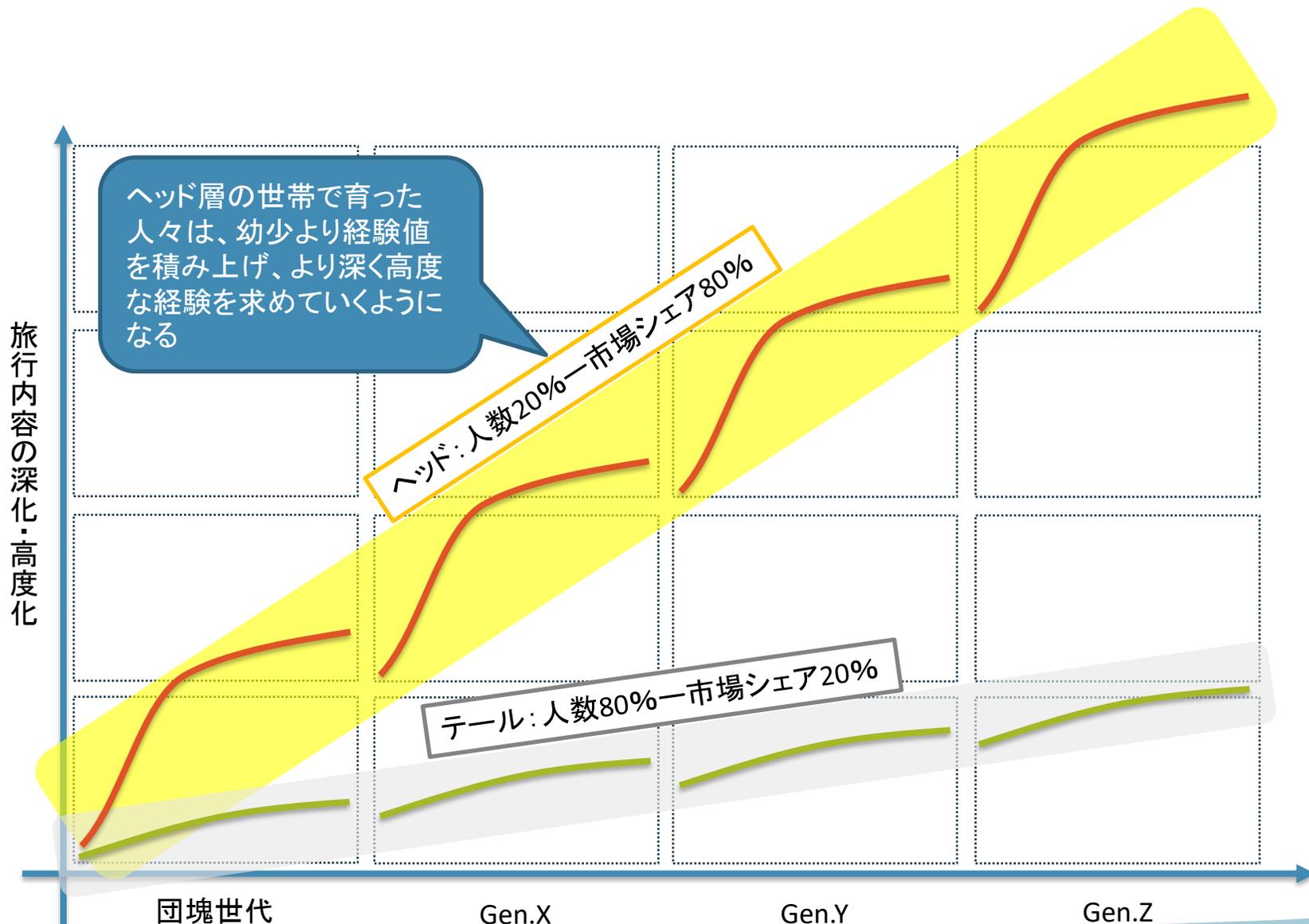
観光旅行を行うのは一部の人々

国内旅行市場はパレート分布しており、**旅行者の上位2割(年間3回以上旅行する層)が旅行市場の8割を占める**。また、**世帯年収500万円が年1回の旅行のボーダーライン**となっており、旅行実施の有無の主たる因子は経済的な要因とも言える。



出典:「旅行・観光消費動向調査」(観光庁, 2019)より作成

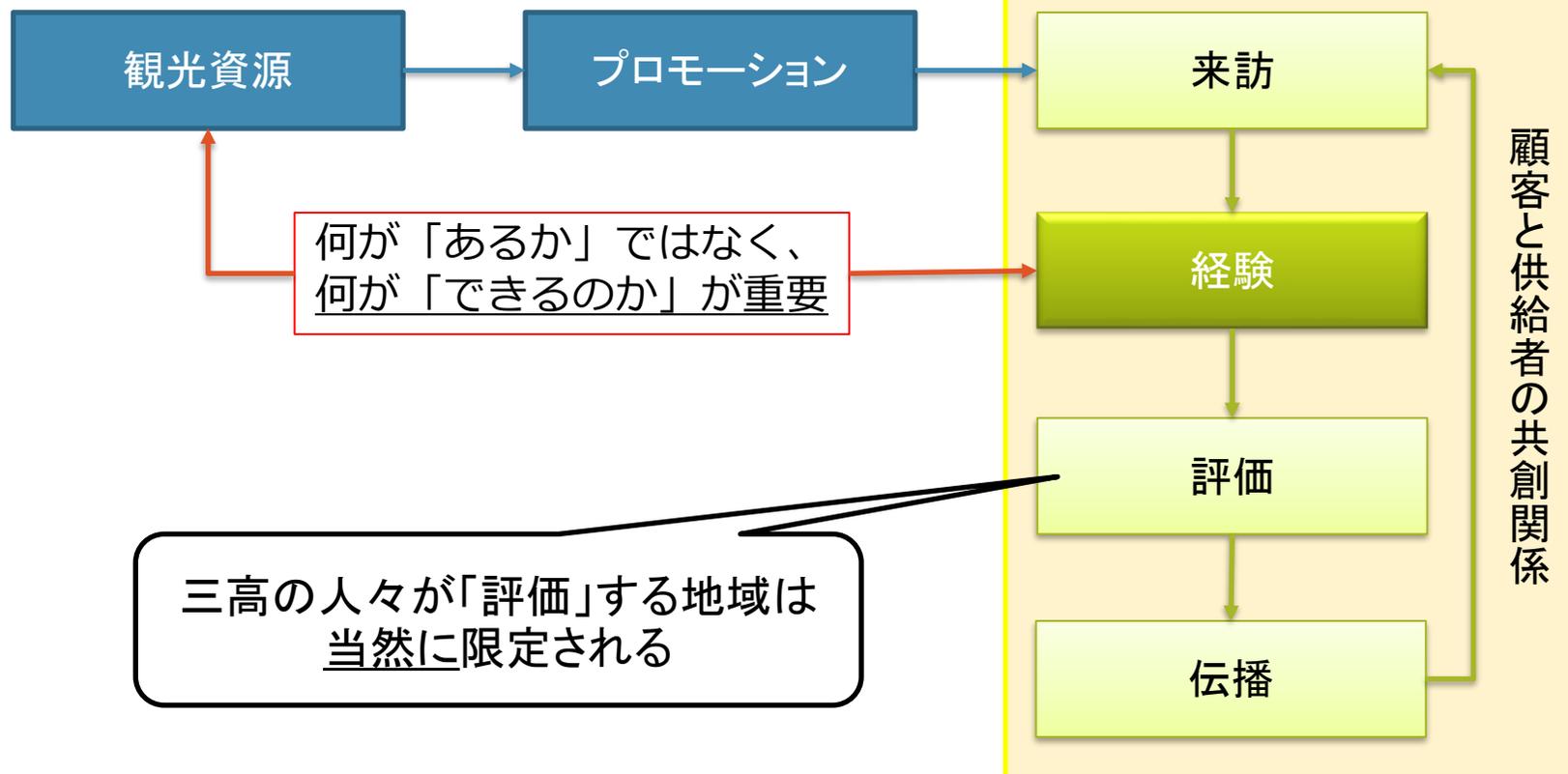
観光は経験財：経験は世代を経るごとに深化・高度化



観光「振興」のメカニズム

高収入・高学歴・高経験な
人々(全体の20-30%)

供給者が顧客に「売りつける」

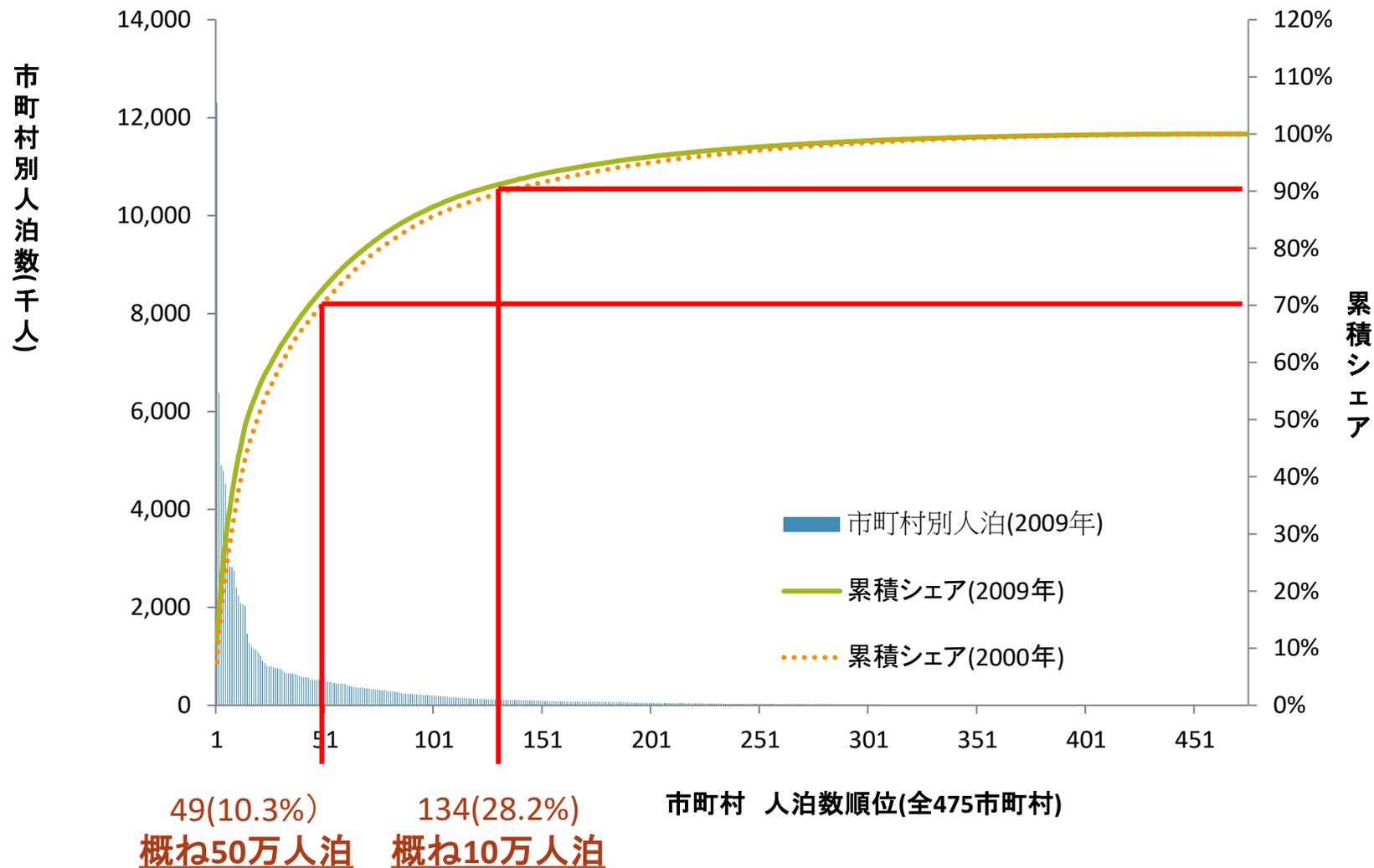


何が「あるか」ではなく、
何が「できるのか」が重要

三高の人々が「評価」する地域は
当然に限定される

顧客と供給者の共創関係

観光需要は一部地域に集中する



出典:市場縮小期における持続的な観光振興施策に関する考察(山田, 2014)

需要と供給の非対称性イメージ

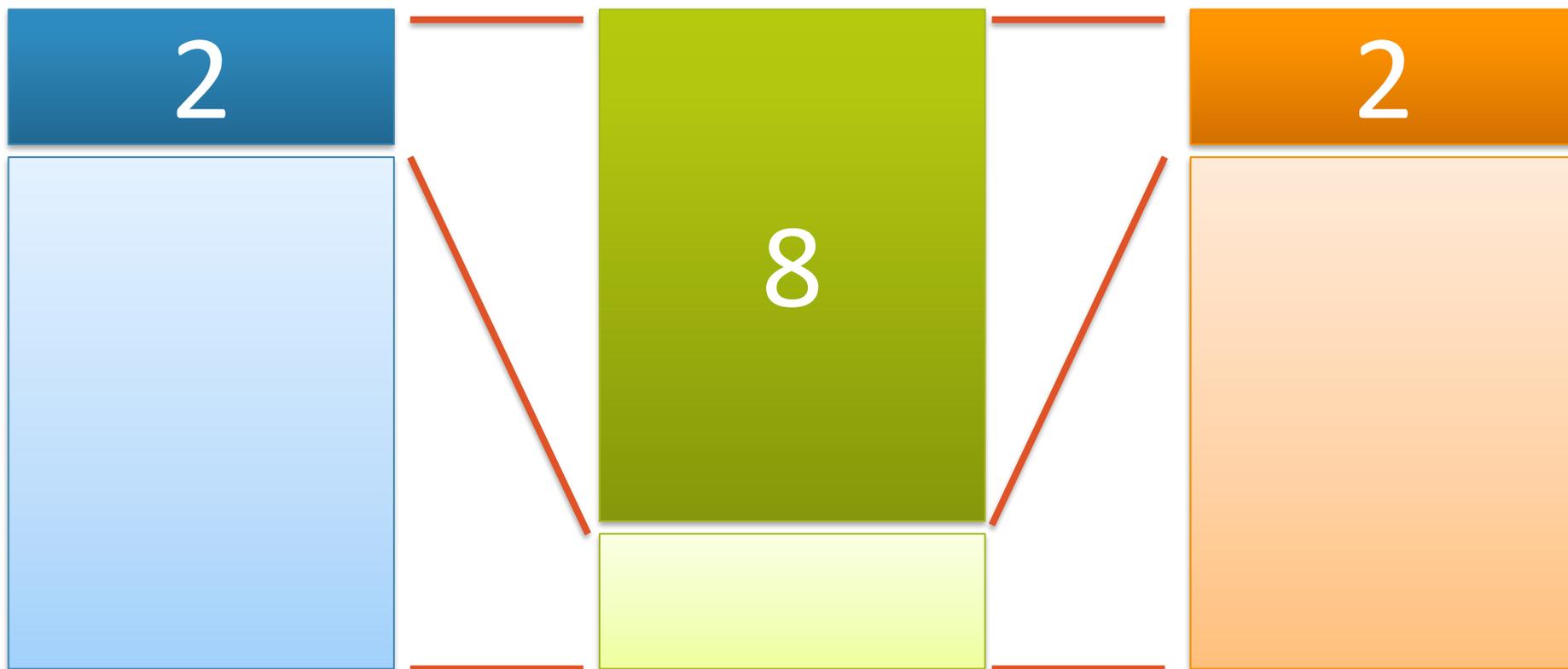
世界の2割程度の人が、複数回の旅行を実施しており、市場の8割程度を占める。
それらの需要は、2割の人々が支持する（識別した）地域に向かう。

⇒特定の地域に膨大な需要が集中するメカニズム

【実施者】

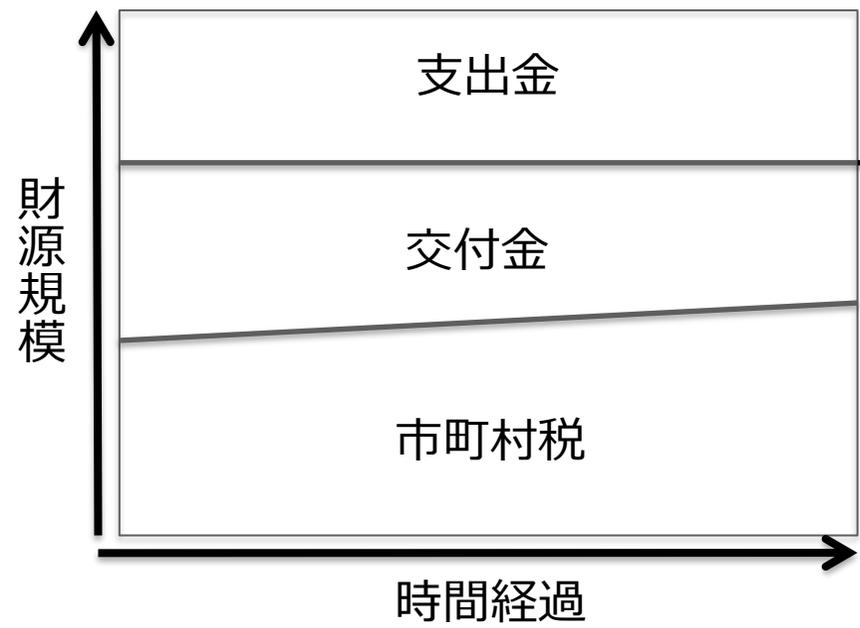
【市場規模】

【観光地】



観光客が増えても、自治体の財政は良くならない

- 市町村税は、市町村民税(住民税)と固定資産税で約8割を占める。
- 歳入に占める市町村の独自財源(市町村税)の比率は、1~2割に留まる。
- 歳入と歳出の差額は、一定の計算式に基づき、交付税や国庫支出金の形で補填される。
- そのため、仮にホテル建設によって固定資産税が増えても、市町村の財政規模は拡大しない。



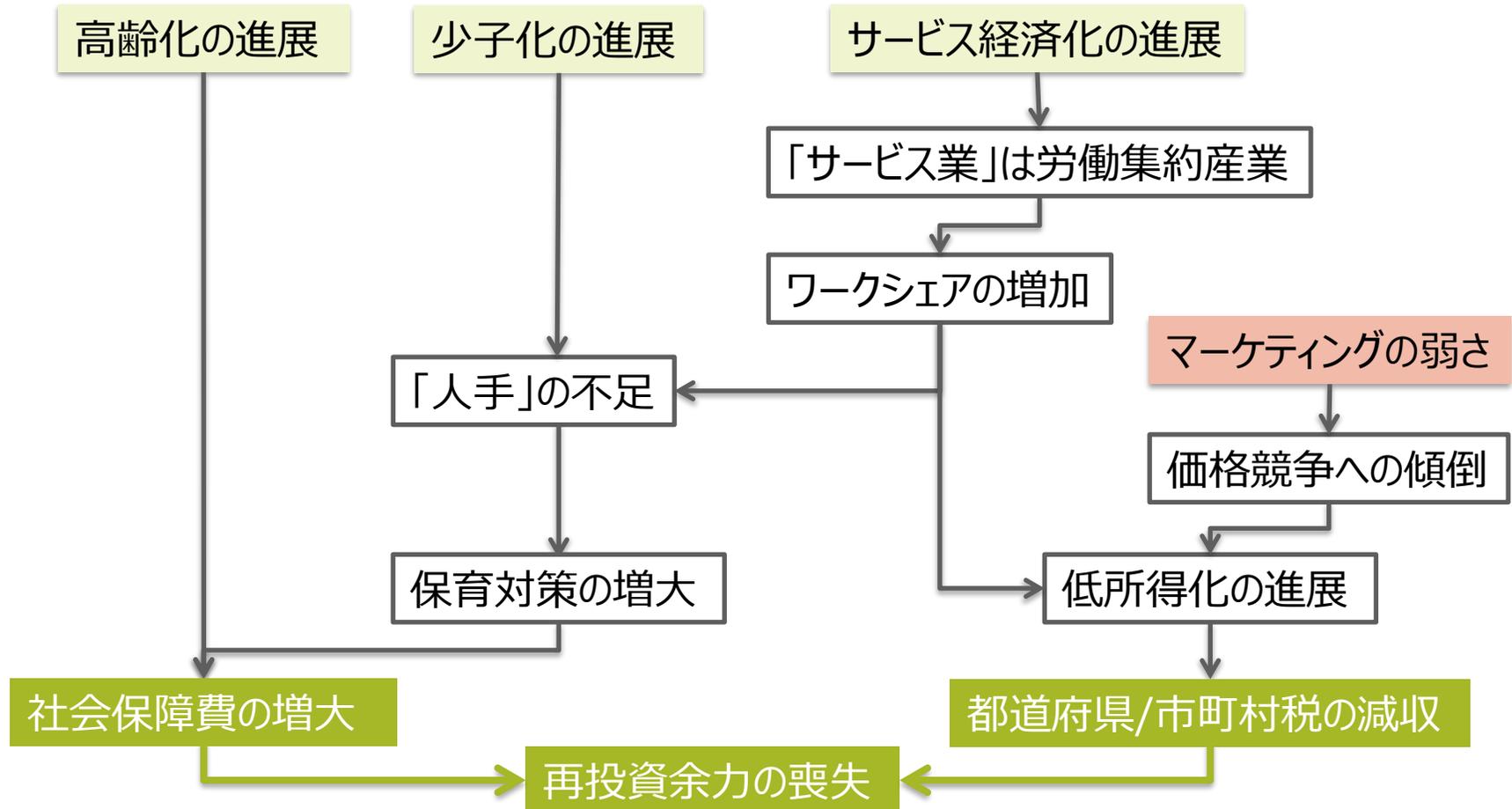
観光客が増えれば、地域側に求められる対応も増えるが、そのコスト（や投資）を負担する財務システムになっていない。

基準財政需要額

財政力指数が1以上の自治体は自前で運営できるとみなされ、国からの交付金は入ってこない。
※2024年度の豊岡市は0.39

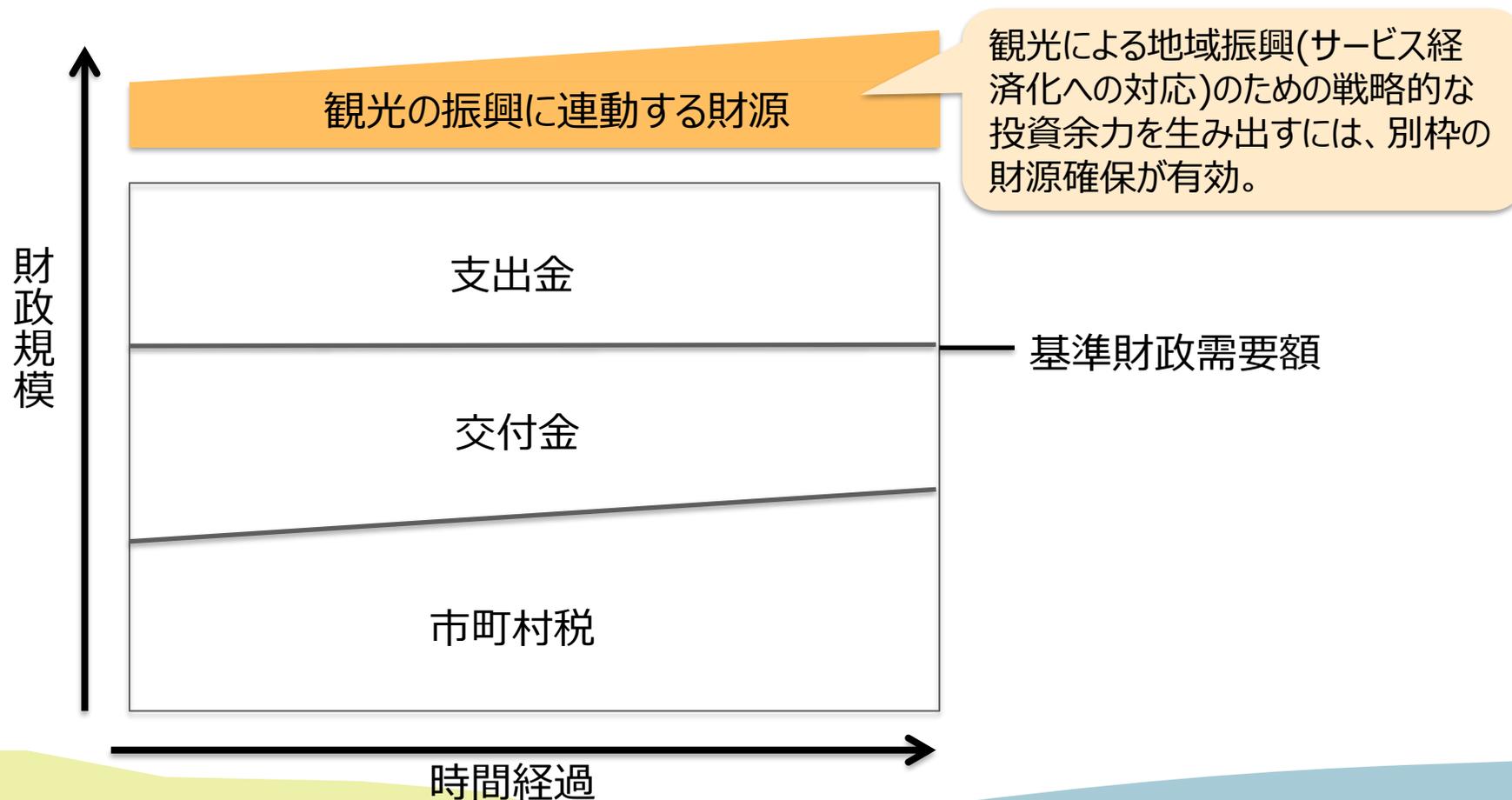
自治体が対応すべき課題は様々

- 自治体は、観光以外にも広範に対応する必要があり、厳しい財政状況の中で、観光への配分を大きく増やすことは難しい。
- 一方で、観光政策の重要性は地域によって異なる。

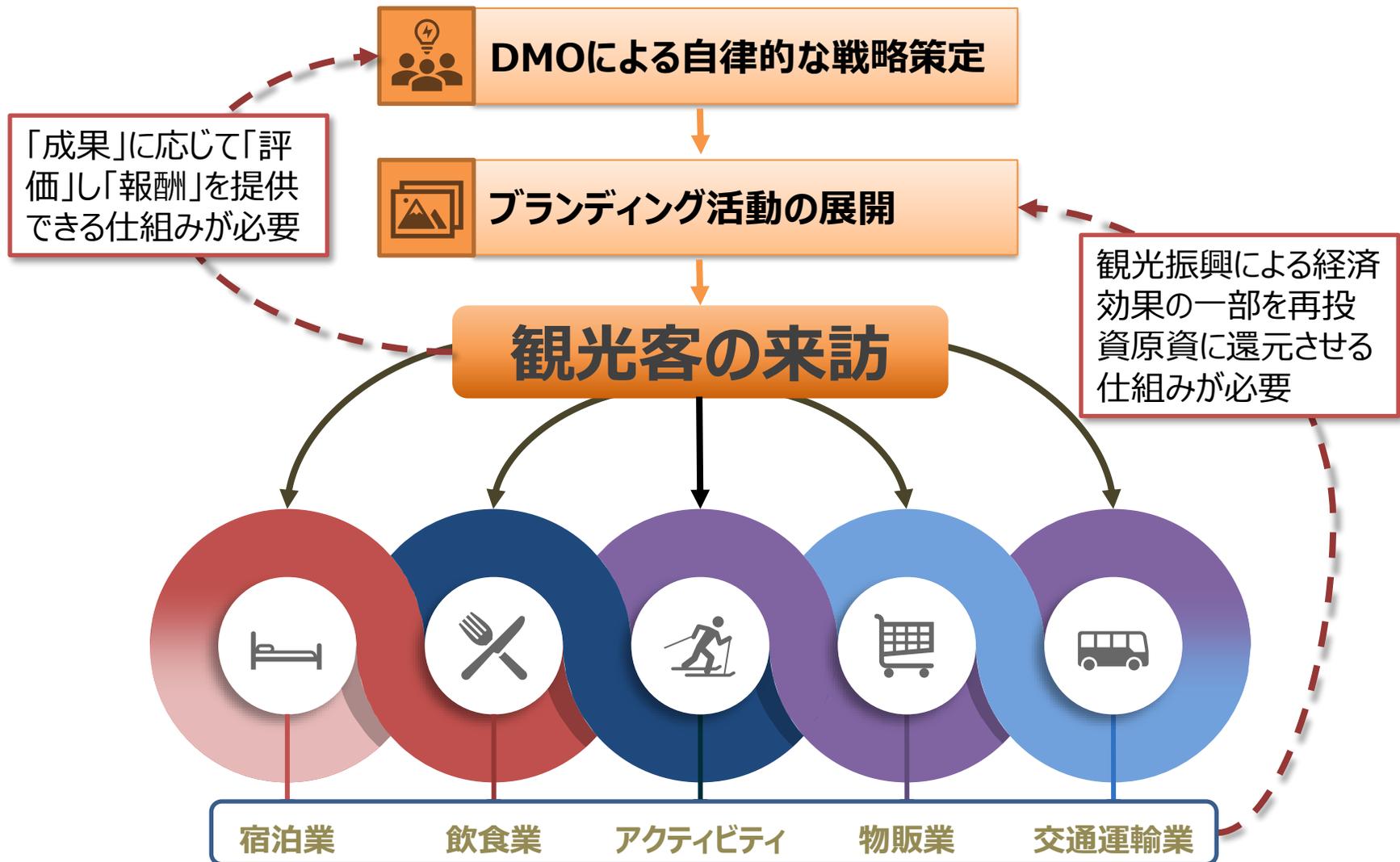


観光振興財源の必要性と位置づけ

- 市町村の財務状況は、基本的に住民の数によって決まっていく。（住民が1万人で観光客が100人の町も、住民が1万人で観光客が100万人の町も、使える財源の量は同じ）
- 現状は、観光客が来れば来るほど、自治体の財政状況は悪化する。
- 通常の市町村税とは別枠で、かつ、観光振興と連動した財源確保が有効。



再投資原資に還元させる仕組み



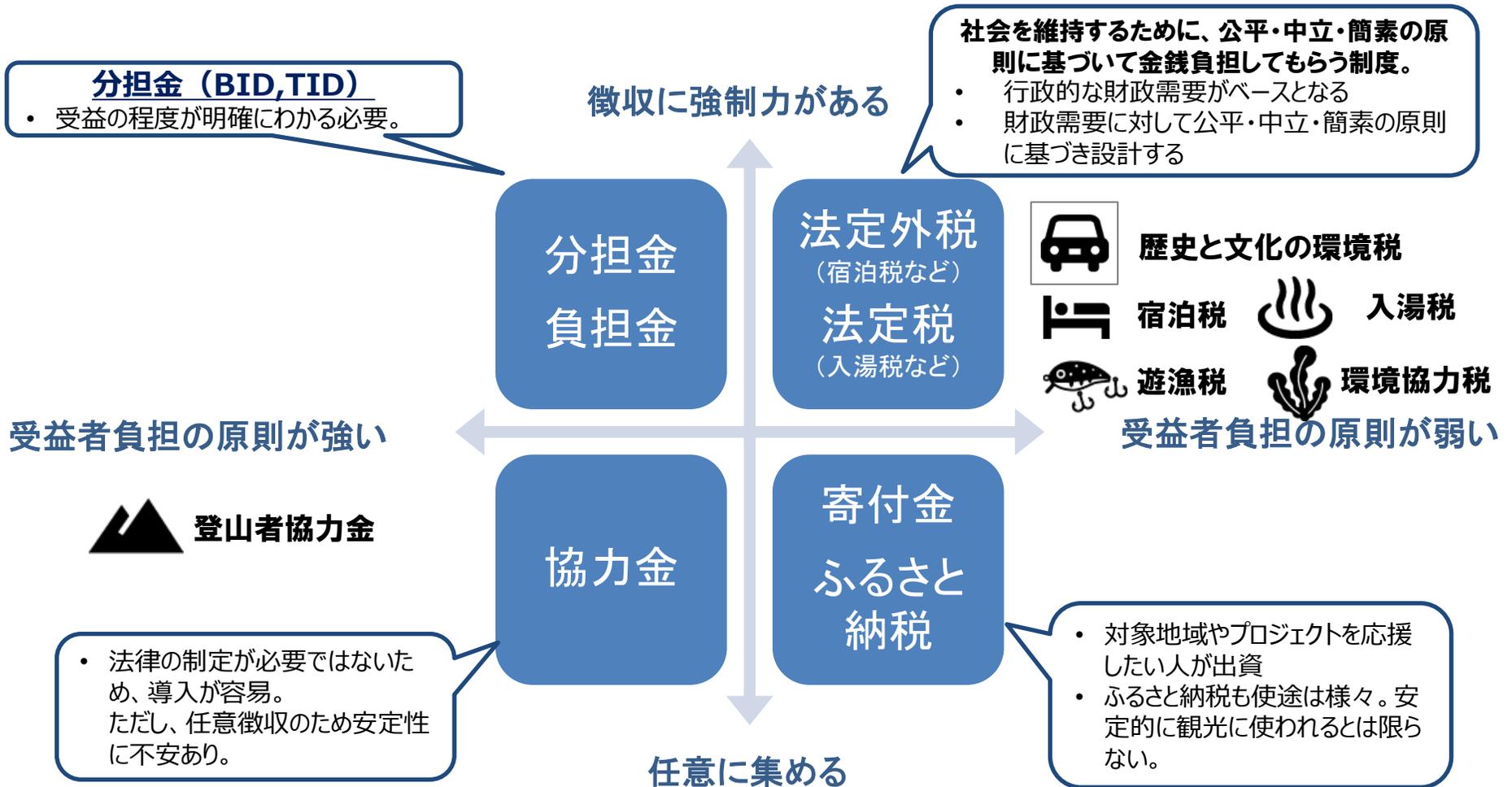
図版出展：PresentationGO.com

Ⅱ

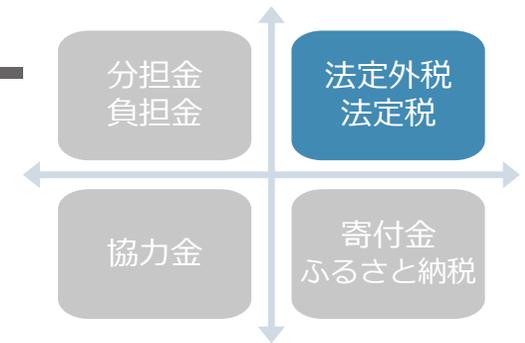
日本で利用できる観光財源の例と事例紹介

観光自主財源の種別

- 観光振興を目的に自治体が導入できる財源獲得手法については、下の図の通り、大きく4種類に分けられる。
- 縦軸は強制力をもって集めるかどうか、横軸は受益者負担の原則が強いかどうかで区分される。



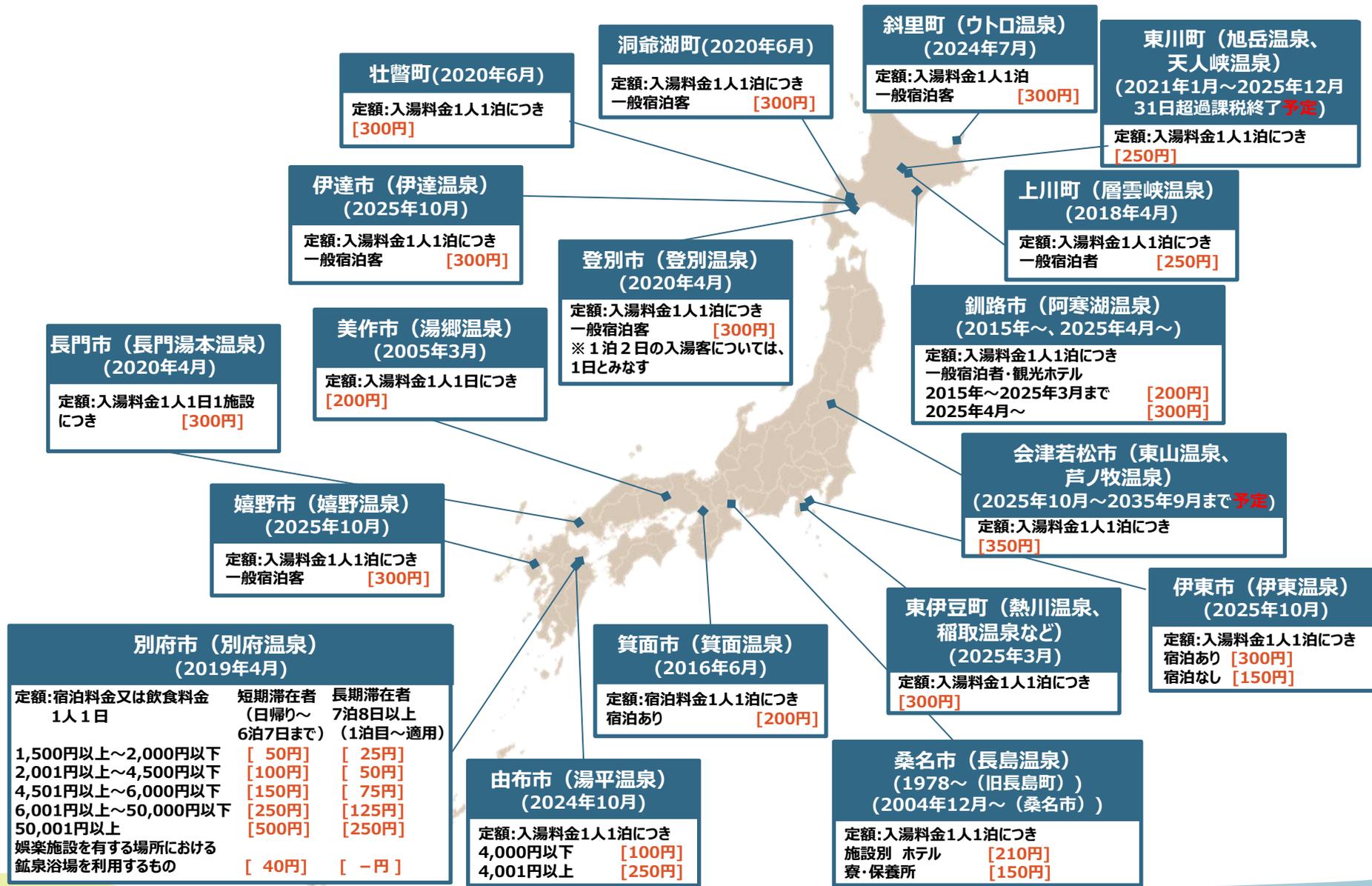
入湯税



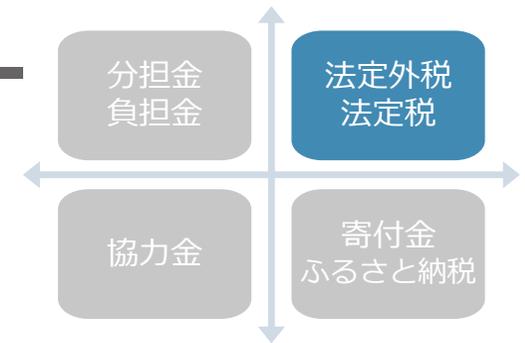
- **1991年に課税目的に観光の振興が追加された。**
- ただし、環境衛生施設や消防施設の整備のための財源という性格が強く、現実的には税収が大幅に増えない限り、観光振興のために使うことは難しい。
- 一方、標準である150円よりも高い税率を課す（超過課税）ことで、**超過課税分を観光振興財源として利用するという方法があり複数の事例**がある。
- 既にある税金を利用するため、**比較的導入が容易で徴税コストも低いというメリット**があるが、温泉を持たない宿泊施設が多い地域では公平性に欠ける可能性もあることに留意が必要。

入湯税超過課税の導入状況

2025年10月時点



法定外税（宿泊税）

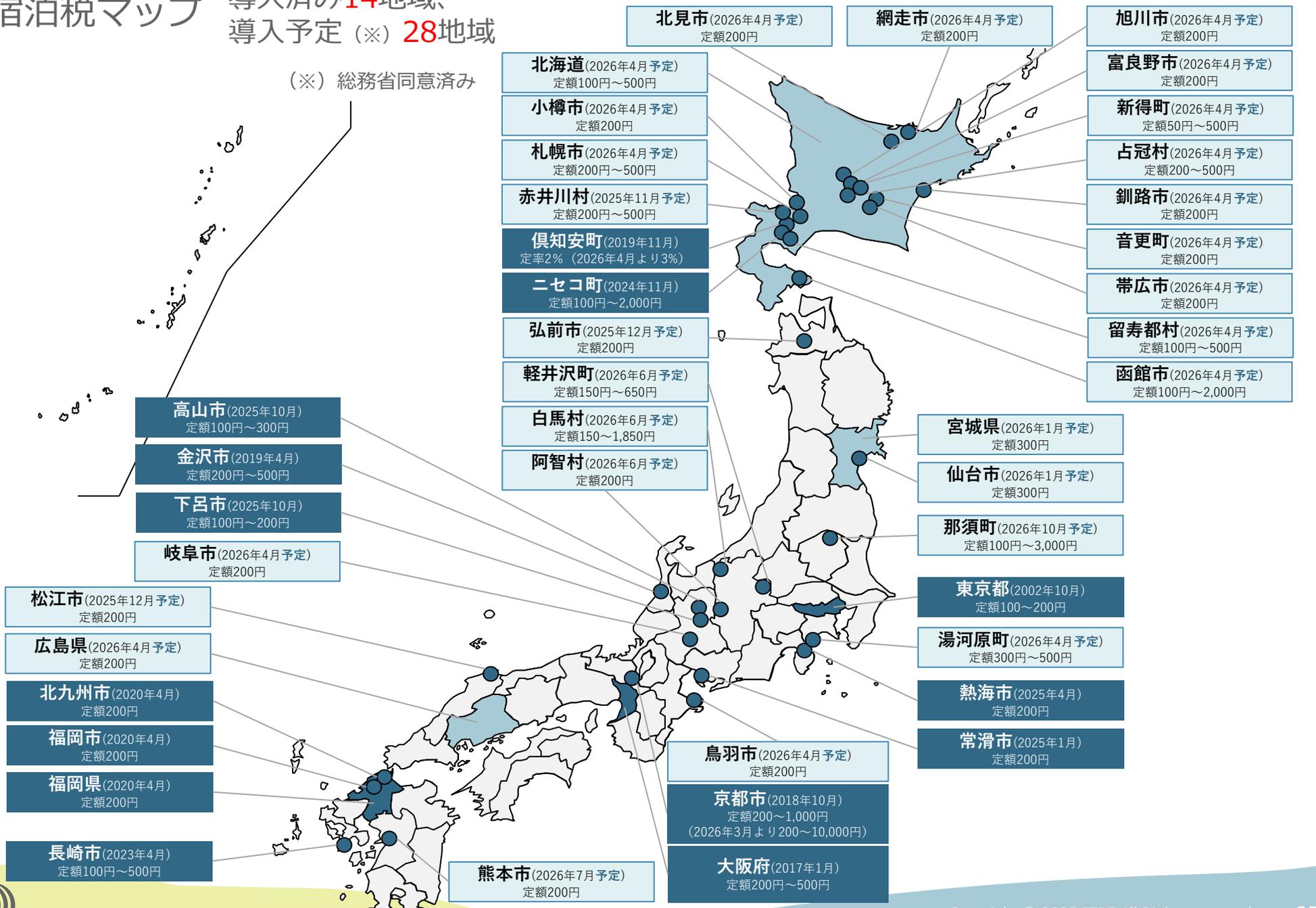


- **宿泊行為に対してかける法定外目的税。**
- 数千円から数万円の消費となる**宿泊行為が課税客体（課税対象となる行為）**となるため、**一定の担税力（税を負担できる能力）**があり、**中長期的に安定的な税収が見込める。**
- **徴税システムを構築することが現実的に可能**である。
- **海外において一般的**である。
- 国内では2002年に東京都で導入されたのが最初。その後、大阪府(2017年)、京都市(2018年)、金沢市(2019年) など、国内各地で宿泊税の導入が相次いでいる。

宿泊税マップ

導入済み14地域、 導入予定(※)28地域

(※) 総務省同意済み



北見市 (2026年4月予定) 定額200円

網走市 (2026年4月予定) 定額200円

旭川市 (2026年4月予定) 定額200円

北海道 (2026年4月予定) 定額100円~500円

小樽市 (2026年4月予定) 定額200円

札幌市 (2026年4月予定) 定額200円~500円

赤井川村 (2025年11月予定) 定額200円~500円

倶知安町 (2019年11月) 定率2% (2026年4月より3%)

ニセコ町 (2024年11月) 定額100円~2,000円

弘前市 (2025年12月予定) 定額200円

軽井沢町 (2026年6月予定) 定額150円~650円

白馬村 (2026年6月予定) 定額150~1,850円

阿智村 (2026年6月予定) 定額200円

富良野市 (2026年4月予定) 定額200円

新得町 (2026年4月予定) 定額50円~500円

占冠村 (2026年4月予定) 定額200~500円

釧路市 (2026年4月予定) 定額200円

音更町 (2026年4月予定) 定額200円

帯広市 (2026年4月予定) 定額200円

留寿都村 (2026年4月予定) 定額100円~500円

函館市 (2026年4月予定) 定額100円~2,000円

高山市 (2025年10月) 定額100円~300円

金沢市 (2019年4月) 定額200円~500円

下呂市 (2025年10月) 定額100円~200円

岐阜市 (2026年4月予定) 定額200円

宮城県 (2026年1月予定) 定額300円

仙台市 (2026年1月予定) 定額300円

那須町 (2026年10月予定) 定額100円~3,000円

東京都 (2002年10月) 定額100~200円

湯河原町 (2026年4月予定) 定額300円~500円

熱海市 (2025年4月) 定額200円

常滑市 (2025年1月) 定額200円

松江市 (2025年12月予定) 定額200円

広島県 (2026年4月予定) 定額200円

北九州市 (2020年4月) 定額200円

福岡市 (2020年4月) 定額200円

福岡県 (2020年4月) 定額200円

長崎市 (2023年4月) 定額100円~500円

鳥羽市 (2026年4月予定) 定額200円

京都市 (2018年10月) 定額200~1,000円 (2026年3月より200~10,000円)

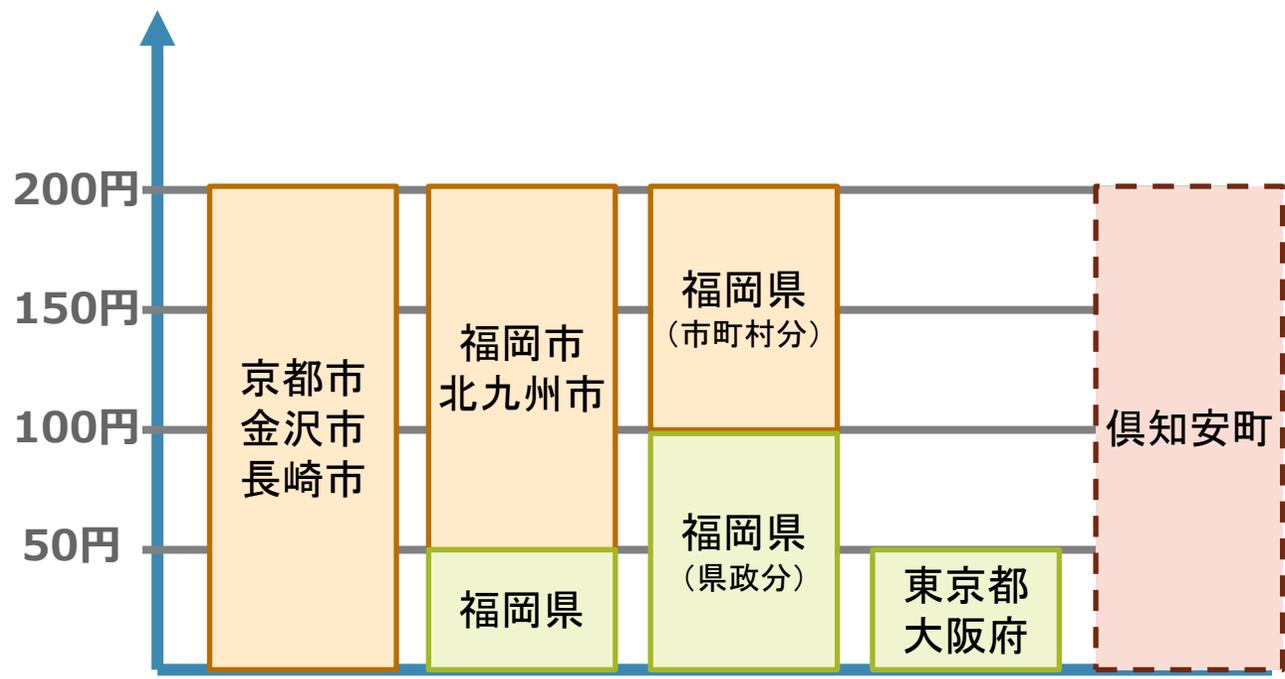
大阪府 (2017年1月) 定額200円~500円

熊本市 (2026年7月予定) 定額200円

① 税額の設定

- 宿泊費1万円に対して、定額の場合は「200円」、定率の場合は「2%」が、現在の標準
- ※この水準であれば、総務省による同意は可能

▼ 宿泊費 1 万円 / 人の時の税収額



宿泊税を導入済みの3都府県6市町

導入時期	自治体	税額・税率
2002年 10月	東京都	1万円以上 1万5000円未満 100円
		1万5000円以上 200円
17年 1月	大阪府	7000円以上 1万5000円未満 100円
		1万5000円以上 2万円未満 200円
		2万円以上 300円
18年 10月	京都市	2万円未満 200円
		2万円以上 5万円未満 500円
		5万円以上 1000円
19年 4月	金沢市	2万円未満 200円
		2万円以上 500円
11月	北海道 倶知安町	宿泊料金の2%
20年 4月	福岡県	200円 (福岡市、北九州市は50円)
	福岡市	2万円未満 150円 2万円以上 450円
	北九州市	150円
23年 4月	長崎市	1万円未満 100円
		1万円以上 2万円未満 200円
		2万円以上 500円

② ・ ③ 免税点 ・ 課税免税

- 一定金額に満たなければ課税しないのが「免税点」、一定の条件なら払わなくていいのが「課税免税」。どちらも租税の原則である「公平性」と対立するが、地方自治体にかなり裁量権があり、一定の必要性があれば実施可能

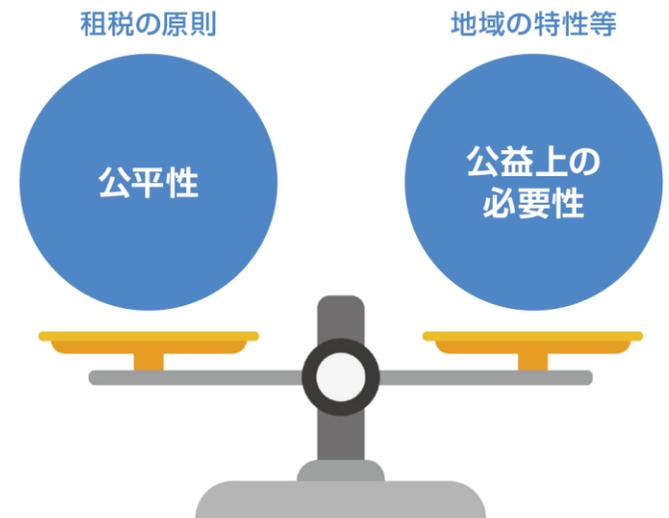
免税点の例

- 東京都では、1万円未満の宿泊費には宿泊税を課税していない

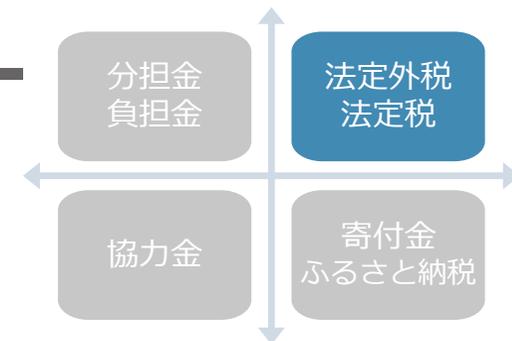
課税免税の例

- 京都市は修学旅行生に宿泊税を課税していない

※東京都・大阪府のように免税点を設定すると多くの民泊施設が対象外に



法定外税（その他の税）



- 宿泊施設の少ない**離島等の場合、船や飛行機での出入りに限定され、納税義務者の特定が容易**なため、入域税が適しているケースもある。

※ 入域税にあたるものは「環境協力税」として沖縄県内4村に導入事例があるほか、広島県廿日市市に2023年10月から「宮島訪問税」という名前で導入されている。

廿日市市（宮島訪問税）

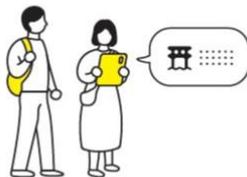
- 廿日市市では、「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な観光地域づくりの実現に向け、宮島への多くの観光客などの来訪により発生・増幅する行政需要の経費（財政需要）の一部を宮島への訪問者にも負担頂くこととし、2023年10月1日から法定外普通税として宮島訪問税の徴収を開始した。

種類	法定外普通税（観光客などの多くの来訪によって発生・増幅する行政需要に活用）
課税客体	船舶により宮島町の区域に訪問をする行為 ※訪問とは、宮島町以外の区域（公有水面を除く。）から宮島町の区域（公有水面を除く。）に入域することをいう。
課税標準	船舶により宮島町の区域への訪問をする回数
納税義務者	訪問者とは、旅客船舶により訪問をする旅客その他の者（旅客船舶の乗員を除く。）又は旅客船舶以外の船舶により訪問をする者であって、宮島町の区域の住民その他これに準ずる者として次に掲げるもの以外のものをいう。 (1) 宮島町の区域内にある事務所又は事業所に通勤する者（48時間/月以上の就労があること） (2) 宮島町の区域内にある学校、保育所等に通う児童、幼児等（48時間/月以上の修学があること）
税率	訪問者が訪問をするごとに1人1回につき100円 1年分を一時に納付する場合にあっては、訪問者1人1年ごとに500円
課税免除	・未就学児 ・学校に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事、活動等に参加している者並びにその引率者及び付添人 ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳を交付されている障がい者

宮島訪問税の活用例

●訪問者の受入環境の整備

観光案内やトイレの整備、弥山展望台や登山道の管理など。



●文化や歴史への理解を促進

文化財や歴史的建造物の保存、歴史民俗資料館の管理など。



●自然環境に負荷の少ない観光

エコツーリズムの推進やウォーターサーバーの設置など。



宮島訪問税は、廿日市市が課税する地方税です。

はるか昔から、神が宿ると崇められてきた宮島に、

厳島神社が創建されたのは1400年前のこと。

やがて、島を守る人の営みがはじまり、

神と、自然と、人が、ともに生きる奇跡の循環を

繰り返してきました。

これから訪れる人にも、住まう人と同じように、

島の守り人になってもらいたい。それが、宮島の願いです。

原生林に息づく無数のいのち。

月と海の鼓動がもたらす潮の満ち引き。

匠の知と技が宿る海上の神殿。

時を超えて受け継がれる文化の香り。

気高く、美しく、尊い、宮島のすべてを未来へつなぐために、
今を生きる私たちが誇りを持って、できることをはじめませんか。

神をいつきまつる島を、千年先も、いつくしむ。

その想いが一つになれば、

世界の宝「宮島」を未来に届けることができます。

千年先も、
いつくしむ。
宮島
MIYAJIMA

「千年先も、いつくしむ。」
プロジェクトムービー



持続可能な宮島を、みんなのチカラで。

宮島訪問税

2023年10月1日開始

宮島を観光される皆様へ

千年先も、
いつくしむ。
宮島
MIYAJIMA

沖縄県4村

- 沖縄県内の4村において、環境の美化、環境の保全及び 観光施設の維持整備を用途とした法定外目的税を導入しており、その概要は以下のとおり。

自治体 施行時期	伊是名村 2005年～	伊平屋村 2008年～	渡嘉敷村 2011年～	座間味村 2018年～
税目名	環境協力税	環境協力税	環境協力税	美ら島税
課税客体	➤ 旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	➤ 旅客船等により伊平屋村へ入域する行為	➤ 旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する行為	➤ 旅客船、航空機等により座間味村へ入域する行為
税率	➤ 1 回の入域につき100円（障害者、高校生以下は課税免除）	➤ 1 回の入域につき100円（障害者、高校生以下は課税免除）	➤ 1 回の入域につき100円（障害者、中学生以下は課税免除）	➤ 1 回の入域につき100円（障害者、中学生以下は課税免除）

出典：沖縄県市町村における法定外税の概要

https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/016/781/houteigaizei_gaiyou.pdf

※ 沖縄と宮島の大きな違いは、住民負担の有無。

沖縄の入域税は「入域する行為」を課税客体とし、入域する者全員を納税義務者としたが、

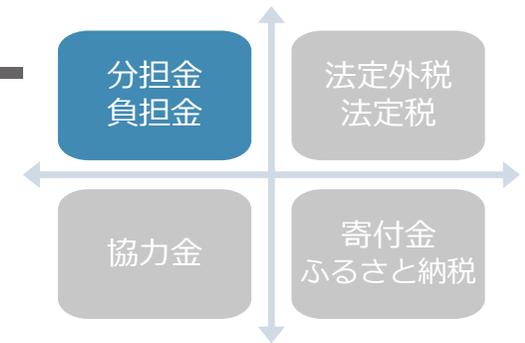
宮島の訪問税は「訪問する行為」を課税客体とし、住民や通勤・通学者以外の訪問をする者を納税義務者とした。

宮島では「住民に課税しないのは公平か」等の議論があったものの、総務省は不公平ではないと判断した。

その他の法定外税の例

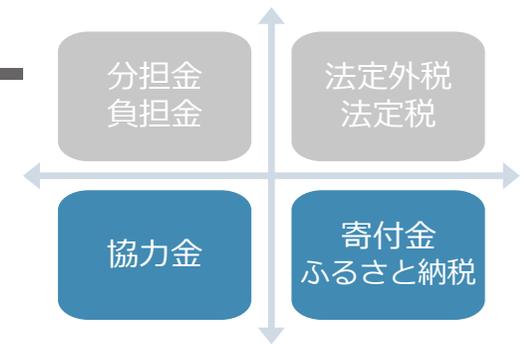
税目	自治体	施行時期	概要
別荘等所有税 (法定外普通税)	熱海市	1976年4月	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 昭和40年代後半より増加した一戸建別荘やリゾートマンションの建設に対応する行政需要の増大に対応するため、昭和51年に新設。 ➤ 所有している別荘などの延床面積1平方メートルにつき650円の割合で課税。
遊漁税 (法定外目的税)	富士河口湖町	2001年7月	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 河口湖において漁協組合員以外が漁業権の対象となる水産動物を採捕する遊漁行為に課税。河口湖及び周辺地域における環境保全、環境美化及び施設整備に使用。 ➤ 1人1日につき200円（障害者、中学生以下は課税免除）
歴史と文化の環境税（駐車場税） (法定外普通税)	太宰府市	2003年5月	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしいまちを創造するため、有料駐車場の利用者に一定の負担を求める法定外普通税として創設。 ➤ 自転車除く二輪車50円、乗用車100円、マイクロバス300円、大型バス500円

分担金



- 法定外税等と同様に強制力を持って徴収する仕組みだが、**受益者負担の原則が強い**点でそれらの仕組みとは異なる。端的に言えば、特定事業の経費に充てるため、その受益者から受益の程度で徴収する点に特徴がある。
- 法定税と異なり、用途の決定に議会が絡まないことや、行政界にかかわらず地域範囲の設定が可能であることも特徴。
- 日本では、駐車場の維持管理費への充当を目的とした駐車場に関する分担金等、いくつか分担金の事例が存在。
- 米英等では、分担金制度を特定地域のマネジメントに展開したBID (Business Improvement District) の制度が観光の分野でも普及している。これを国内で適用可能とする「地域再生エリアマネジメント負担金制度」が2018年に創設されたが、本制度の適用事例はほとんどないのが現状。

協力金・寄付金



- **支払いに関して対象者の任意に任せる**財源獲得手法。
- 入山料等の協力金やふるさと納税制度等を活用した寄付金制度が挙げられる。
- **強制力を持った徴収ができず、安定性に欠けている**という欠点があるが、条例も総務省の同意も必要ないことから**比較的導入しやすい**という利点もある。
- 美ら海協力金（沖縄県宮古島市：ダイビング実施者から集金）や世界遺産集落保全協力金（岐阜県白川村：駐車場利用者から集金）等、全国で多種多様な仕組みで協力金が導入され、観光のために使われている。
- 対象地域やプロジェクトを応援したい人が出資する、**ふるさと納税のような寄付金**による財源確保も行われている。

観光自主財源の種別

- 観光自主財源として考えられる手法を**財政規模**（観光振興を支え得るか）、**安定性・継続性**（一定の金額を継続的に徴収可能か）、**実現性**（実現可能か）、**公平性**（フリーライダーが発生しないか）、**応益性**（受益と負担の関係性の強弱）の各観点から比較検討を行った。

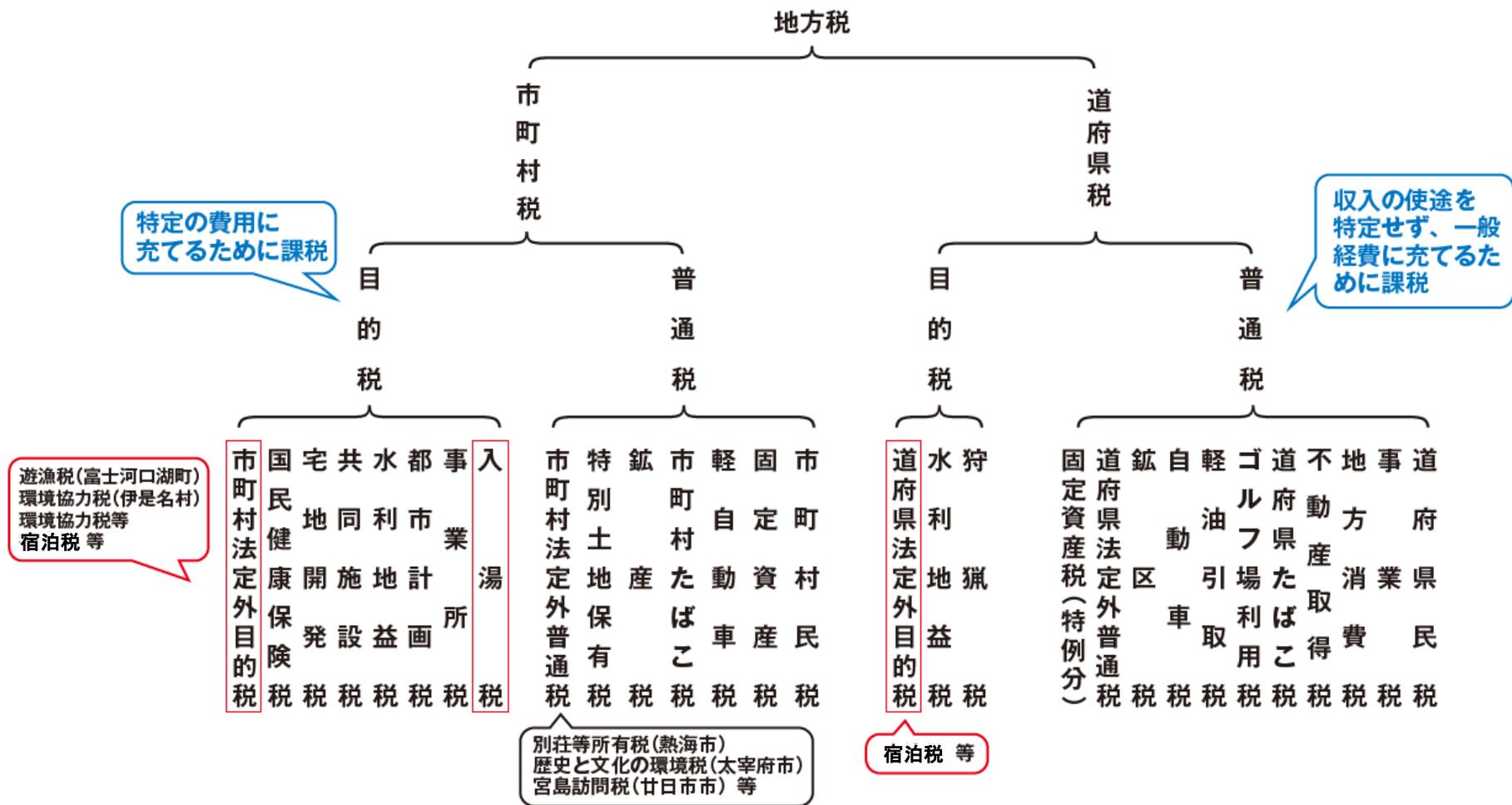
区分	種類	概要	財政規模	安定性・継続性	実現性	公平性	応益性
法定外税 法定税	宿泊税 (法定外税)	宿泊施設に宿泊する場合に、宿泊料金に応じて課税されるもの	○ (税率設定次第で、相当規模の確保が可能だが宿泊者数に左右される)	○ (安定的・継続的な確保が可能)	○ (特別徴収の枠組み確立済み)	△ (宿泊者のみ負担)	○ (広範)
	入域税 (法定外税)	特定に区域への入域行為に対して課税されるもの	△ (単価は小さいが対象母数が広い)	○ (安定的・継続的な確保が可能)	× (入域行為が多様な場合、捕捉は非現実的)	○ (宿泊・日帰り双方を網羅)	○ (広範)
	入湯税 超過課税 (法定税)	鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課すもの	△ (税率次第で規模の確保は可能だが、温泉利用者数に左右される)	○ (安定的・継続的な確保が可能)	○ (一定の宿泊数が見込まれる場合、規模の確保が可能)	△ (温泉利用者のみ負担)	△ (一部に温泉地区が偏る場合は、市域全体への還元が難しく限定的)
分担金 負担金	分担金	地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用を充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの	△ (受益者を個別に特定する必要があるため規模は限定的)	△ (特定の事案に対し徴収されるため安定的だが継続的な確保は困難)	△ (特定の事案の設定により可能だが、関係事業者との調整が必要)	△ (特定の受益者のみ)	△ (受益者を個別に特定し受益の範囲内で負担を求めるため限定的)
	負担金	法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの／財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの	△ (受益者を個別に特定する必要があるため規模は限定的)	△ (特定の事案に対し徴収されるため安定的だが継続的な確保は困難)	○ (特定の事案の設定により可能)	△ (特定の受益者のみ)	△ (受益者を個別に特定し受益の範囲内で負担を求めるため限定的)
協力金	協力金	特定の行為や区域への入域に際して、任意で支出を求めるもの (例：登山協力金)	△ (一定規模の確保を可能とする対象者の設定が困難)	× (協力者の善意に基づくため継続的・安定的な確保は困難)	△ (登山や入域等、地域特性にあった特定の行為が必要)	△ (協力者の善意に基づく)	○ (協力者の善意に基づくため、受益者が必ずしも負担する必要がない)
寄付金	寄付金	無償で金銭の贈与を受けるもの(例：ふるさと納税)	△ (一定規模の確保を可能とする対象者の設定が困難)	× (寄附者の善意に基づくため継続的・安定的な確保は困難)	△ (ふるさと納税制度は現存するが、制度永続的は不明)	△ (協力者の善意に基づく)	○ (協力者の善意に基づくため、受益者が必ずしも負担する必要がない)

観光自主財源選定の観点

豊岡市の基盤産業であり、中長期的な戦略性と投資性が求められる「観光」を支える自主財源を選定するうえでは、以下の観点が求められる。

- ✓ 観光振興施策に計画的に取り組む上では、**一定規模以上の財源を確保する必要**がある
- ✓ 中長期的に**安定的・継続的な税収**が見込めることが求められる
- ✓ **徴税システムを構築することが現実的に可能**である
- ✓ 豊岡市全域に財源を用いるためには、極力、**公平な徴収方法**が求められる
- ✓ 多様で機動的な観光施策に財源を用いるためには、**受益と負担の対応関係が過度に限定される財源ではない**ことが求められる。
- ✓ 徴収を表明することで、**来訪者の入込に影響が出ない**ことが求められる

(参考) 地方税の体系



<p>用途による分類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普通税：税の用途が特定されていないもの ・目的税：税の用途が特定されているもの
<p>法令による分類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法定税：地方税法に定められているもの ・法定外税：地方税法で定める税以外に、地方団体が条例に基づいて定めるもの

画像出所:

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/149767_01.html

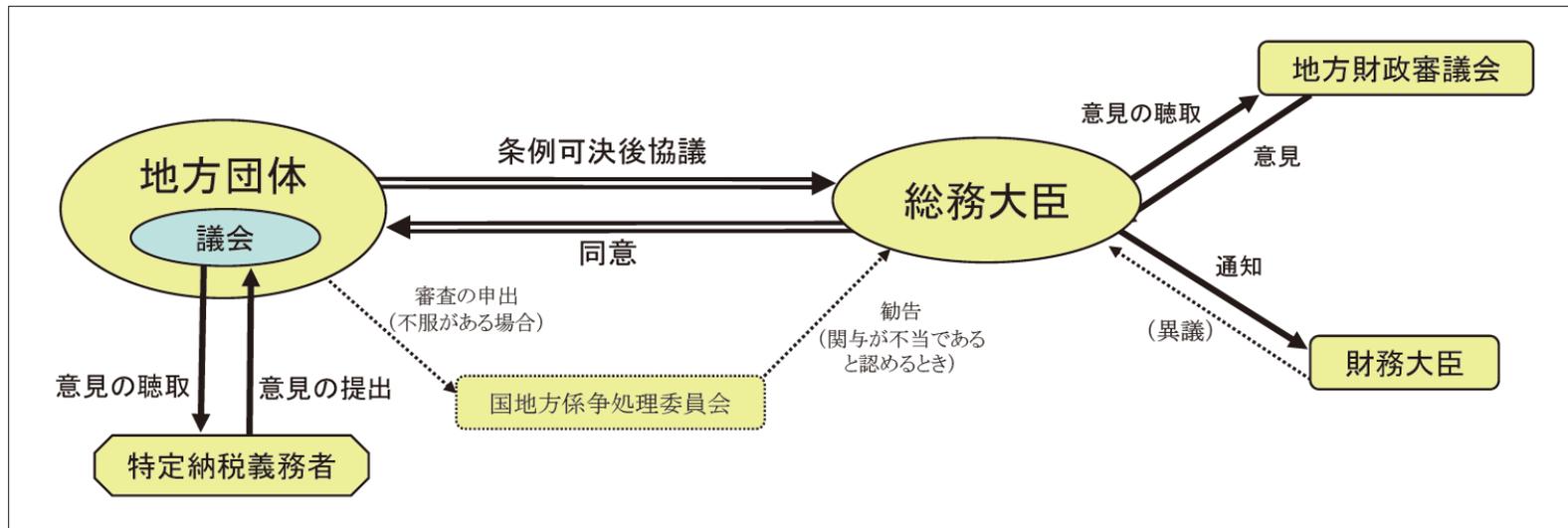
(参考) 法定外税の新設等の手続き (概括)

1. 条例の作成

地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない（地方税法3条1項）。

2. 総務大臣の同意

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、**かつ**、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 1及び2のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと



出典：総務省ホームページ

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/149767_24.html)

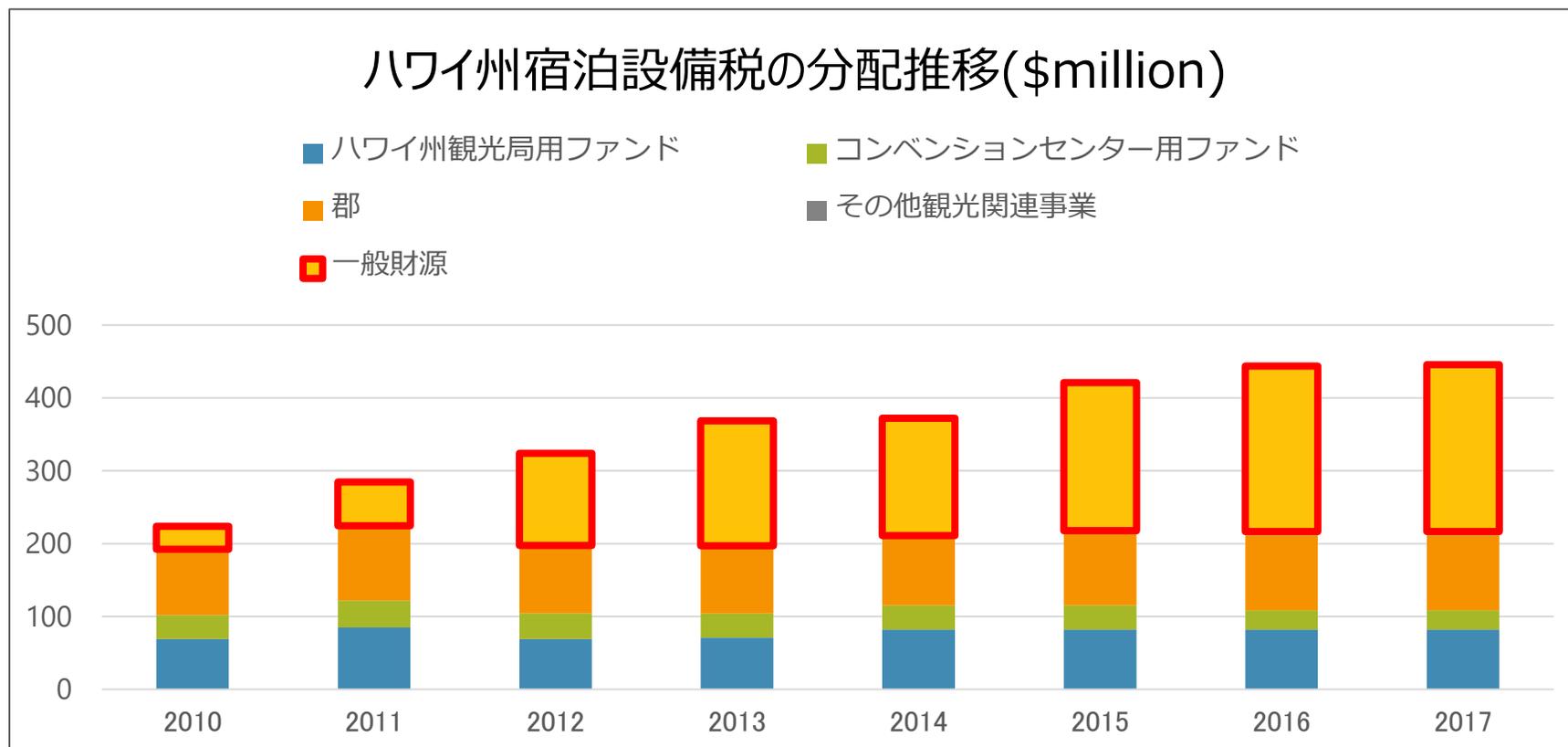
Ⅲ

観光財源の使途の考え方

1. 一般財源化を防ぐ

～ハワイで起きたこと～

- ハワイでは、観光財源を確保（ハワイ州観光局の活動予算を税収の一定割合で確保）するために宿泊税を導入したが、年々、一般財源に使われる割合が上昇
- 現在は、観光局の予算の一定割合の割当もなくなり、毎年、予算要求する形に



1. 一般財源化を防ぐ

～ハワイで起きたこと～

モノレール建設に宿泊税が使われている（観光客が乗ることが少ない経路）



✓観光財源が、一般財源として流用され始めている。

1. 一般財源化を防ぐ

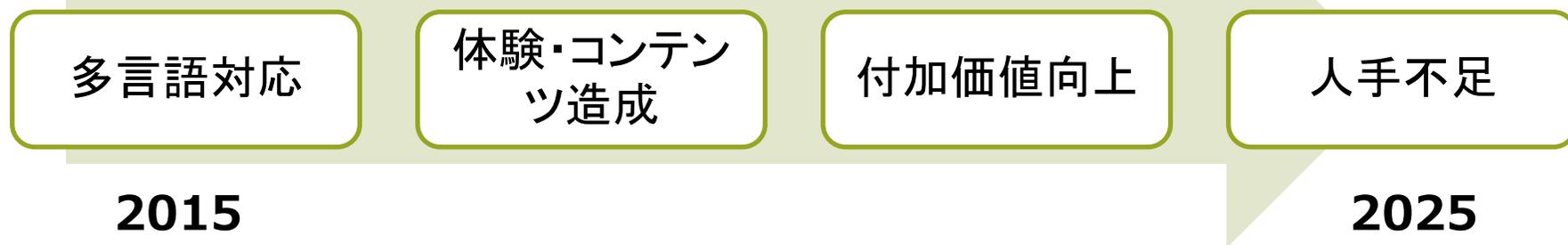
最初の仕組みづくりと、地域関係者や事業者の主体性にかかっている

- 法定外税の場合、用途を決定するのは、行政であり、最終的には議会となるため、例えば目的税だとしても、実質的に一般財源化される可能性はゼロではない
- だからこそ、「**新税導入を前提とした議論**」に、**観光事業者が参加すべき**
- 検討プロセスから加わり、**導入後の用途決定に関与できる仕組みを作ることが重要**
- 一般財源化や地域の望まない用途になるかどうかは、事業者がどこまで「自分事」と思って議論に参加するかどうかにかかっている

1. 一般財源化を防ぐ

用途をあらかじめしっかり定めるべきか？

- 事前に用途を定めるのは一見、合理的だが、実際には弊害が多い
- なぜなら、観光振興に関する課題は数年で変わる
- よって、観光振興に用途を規定しつつ、細かく用途を決め過ぎないことが大事



用途に関して、導入時に検討すべきこと

- ① 条例で「用途」を『観光振興』に規定
- ② 中長期的な「用途」を示したマスタープランを策定
- ③ マスタープランと連動した「ガバナンス」を構築

① 条例で「使途」を『観光振興』に規定 「徴収条例」と「使途条例（狭義）」による使途の規定

- 地方税法の規定によって、法定外税たる宿泊税の導入に際しては、必ず賦課徴収に関する条例（「徴収条例」）が制定される。
- 導入済み事例の徴収条例では、目的を規定する条項で使途が制約されていることが大半。すなわち、「徴収条例」は使途を規定する「使途条例（広義）」であるともいえる。
- ただし、宿泊税導入後に「観光振興」が拡大解釈され、当初の意図と違うかたち、すなわち一般財源化されてしまう懸念がある。
- このため、**単に使途を規定した「使途条例（広義）」ではなく、「何に」「どのように」使うべきかを規定した「使途条例（狭義）」**が必要。

②中長期的な「使途」を示したマスタープランを策定

「使途条例」の中に「観光計画（マスタープラン）」を位置付ける。

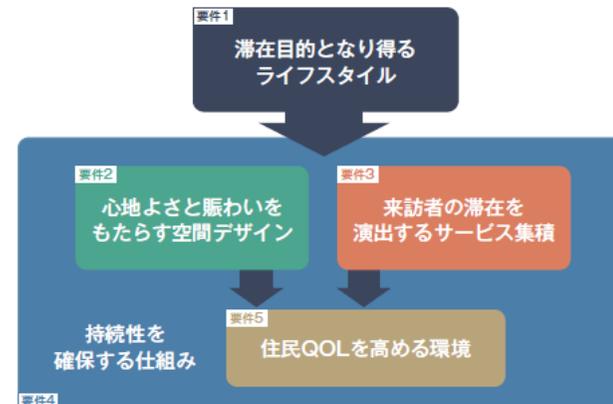
→観光計画（マスタープラン）が「法定化」され、その位置づけと事業の推進力が高まる。

- 倶知安町では宿泊税導入と並行して、行政、DMO、事業者にて議論し、リゾート要件(経産省,2018)に基づきマスタープランを策定
- ここで挙げられた事業について、宿泊税の投入を行っている。
- 各事業は、DMO内の執行体制内で取組事項を決定



5つの要件

1. 滞在目的となり得るライフスタイル
2. 心地よさと賑わいをもたらす空間デザイン
3. 来訪者の滞在を演出するサービス集積
4. 持続性を確保する仕組み
5. 住民のQOLを高める環境



③ マスタープランと連動した「ガバナンス」を構築

自律的なガバナンス体制の構築

公的な観光財源



自律的ガバナンス体制の強化

透明性・客観性を確保する体制構築が必要

専門家等によるモニタリング

- 株式会社における社外取締役や公益財団法人における評議員を参考に、制度構築を検討

事業者・住民によるモニタリング

- プロセスに関する情報公開の徹底化

成果指標の明確化や分かりやすい成果の公表が必要

指標の作成

- 既存指標の活用（UNWTO、GSTC、EC）
- 観光庁「指標・測定手法活用マニュアル」
- データサイエンスの活用

分かりやすい成果の公表

- 株式会社における非財務情報の開示を参考に、成果公表の方法を検討

財源のオーナー

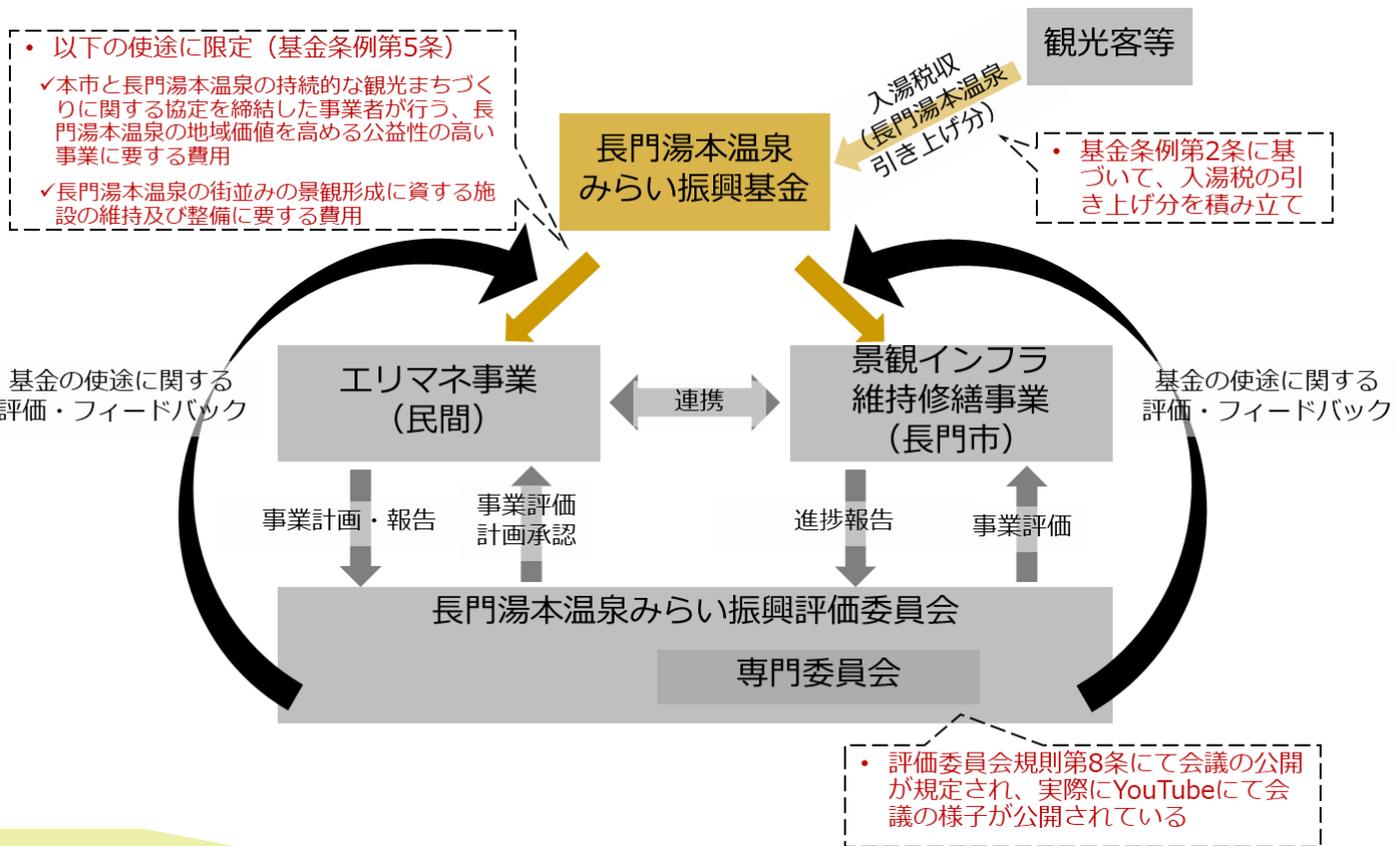
明確なオーナーなし
→監視する強い動機を有する
ステークホルダーがない

使途の成果指標

明確な指標なし
→監視しにくい

ガバナンスと透明性を図る例

- ホテル跡地に星野リゾートが進出するにあたって、魅力ある温泉街の形成に向け、市民の意見を踏まえて長門市と星野リゾートと地域とが一体となりマスタープランを作成
- 観光財源（入湯税の引き上げ分）の用途に対するモニタリングを実効的に行うため、評価委員会の設置及び会議の公開を規定している。



▼Youtubeで誰でも会議がみられるようになっている



出典：
<https://www.youtube.com/watch?v=CK8fp0hCCuc>

2. 公的財源を使うべき内容

■ 公的財源を使うべき内容とは？

- **正の外部性が発生するもの：**

特定の活動や施策が地域全体に広がり、他の経済主体や住民に対して利益や良い影響をもたらすもの（地域ブランド向上）

（例）名勝のライトアップ等により、上質な空間作り出す取組 * 宮島訪問税

- **公共財：**

多くの人が同時に利用でき（非競合性）、誰でも自由に利用できる（非排除性）という特徴を持つ財やサービス

（例）リゾートエリア内の無料循環バス * 倶知安町、欧州のリゾート等



オーストリア・レヒ村の循環バス

エリア内は夜間以外は無料（他のリゾートへの接続バスは有料）
レンタカー等による移動を減らし、渋滞を減少。体験価値の向上や
環境への負荷軽減に貢献

■長崎市の例（宿泊税の使途の優先順位）

- 「訪問客への還元」を方針とし、「利便性」「満足度」「再訪意欲」の向上につながる事業に活用。
- 使途の分類である「5つの柱」（宿泊税賦課費を除く）に基づき、1.→5.の順位で活用。

1.サービス向上・消費拡大

サービス向上により、訪問客の滞在時間や消費機械が拡大することで満足度の向上につながる事業として、主に長崎ならではの朝方・夜型の体験コンテンツの充実に取り組む

2.情報提供

ICTなどを活用し、訪問客が求める情報を適時提供し満足度の向上に繋げる事業として、主にワンストップの情報提供に取り組む

3.受入環境整備

施設等の受入れ環境を整え、訪問客の利便性や満足度の向上に繋がる事業として、「観光案内所運営」や「無線LAN」などの整備に取り組む

4.資源磨き

資源の磨き上げや施設の利活用により、訪問客の満足度を向上させる事業として、主に観光施設のライトアップ整備やユニークベニューの利活用支援事業に取り組む

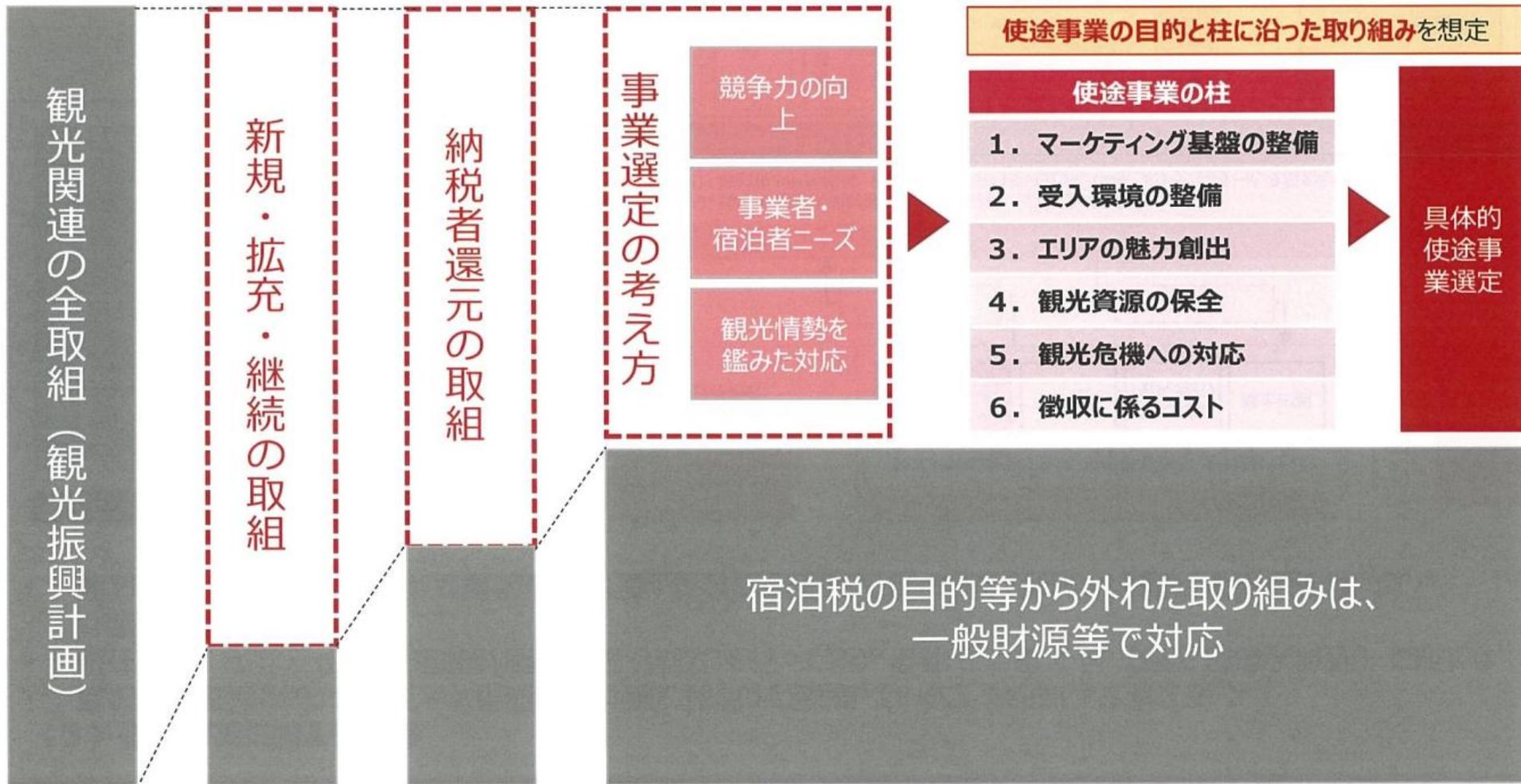
5.緊急時の対応等

基金を積み立て、その基金を国内外の人々の交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業（観光キャンペーン等）に充当

■事業としての使途は、枠組みを考えることも重要

ある沖縄の市町村の例

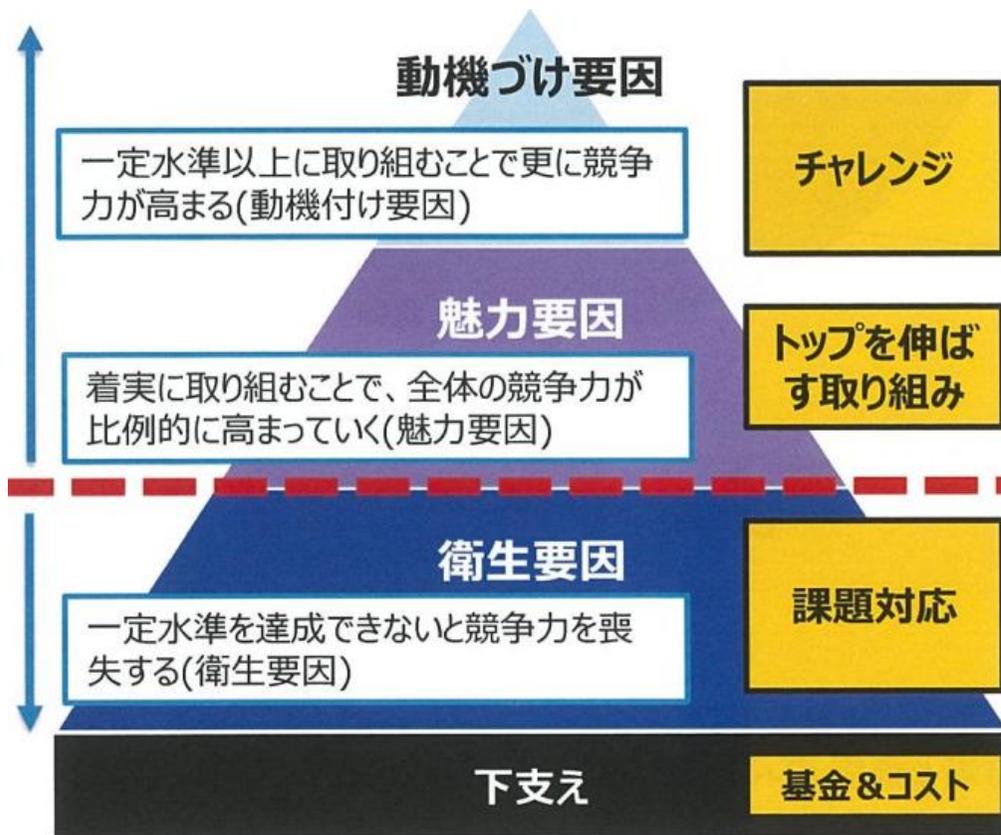
使途事業選定のプロセス



■ 事業としての使途は、枠組みを考えることも重要

「課題対応」「トップを伸ばす取り組み」「チャレンジ」「基金&コスト」の4区分で整理。

ある沖縄の市町村の例



- 他の地域では取り組んでいない、その地域ならではのユニークで魅力的な「経験」を創造する取り組み
- ただ、成功は模倣され埋没していくため、常に高めていく必要がある。
- オフシーズン対策にMICEを展開したり、景観を整備したりするなど、地域全体の競争力強化につながる取り組み
- ただし、時間経過とともに動機づけ要因は衛生要因に代わる。
- 公衆Wi-Fiの整備や、公衆トイレ、多言語パネルの設置など、やらないと(一定の水準に達していないと)競争力が落ちる分野。
- ただし、高い水準で実施しても競争力は上がらない

「何に使わないか」に着目する例もある

宿泊税の使途として「広告」は除外（スイス・ザンクトガレン州）

ザンクトガレン州「観光法」(抜粋)

原則

1 自治体は、以下に対して観光税を課することができる：

- a) 宿泊客
- b) 観光の受益者

2 観光税は、納税義務者の利益のために使用されなければならない。宿泊客から徴収した観光税は、広告目的に使用してはならない。

<https://www.jtb.or.jp/researchers/column/column-accommodation-tax-ezaki/>

「何に使わないか」に着目する例もある

入湯税（超過課税）の用途として、「お客様が参加しにくいもの」「特定の事業者の売上が増加するもの」「成果が特定できないもの」は除外（別府市）

別府のみらい検討会議「入湯税引上げに関する提言」 平成30年2月16日

（抜粋）

（2）引上げ部分の用途の明確化について

①お客様が参加しにくいもの

入湯税を負担する宿泊者等の要望を把握し、納税義務者が納得される用途を検討しなければならないと考える。なお、意見には用途として不適正な例としてトップシーズンのイベント実施が挙げられた。

別府のみらい検討会議「入湯税引上げ部分の用途に関する提言」 平成30年5月24日

（抜粋）

（2）入湯税の用途としてふさわしくない事業の例

① お客様が参加しにくいもの

② 特定の事業者の売上げが増加するようなもの

③ 成果が特定できないもの

<https://www.jtb.or.jp/researchers/column/column-accommodation-tax-ezaki/>

さいごに

- ✓持続的に観光客に選ばれ続けるためには、**中長期的な戦略を持ち、継続して観光振興に投資**していくことが重要で、そのために、観光振興財源が必要となる。
⇒「何のための観光振興財源なのか」の再認識を
- ✓法定外目的税は、**地方議会での可決と総務大臣の同意**により、導入可能
- ✓観光財源の用途を規定しないことで、観光振興以外の事業に充てられることが懸念される。**導入時に用途の議論をすることは重要。**
- ✓導入時に、**用途と同時に、誰が、どのように管理するか**ということを整理する必要がある。**地域事業者が自分事として関わり、用途決定や管理の体制に民が参画する体制を導入時に主体的に求めていくことが重要（＝ガバナンスの構築）。**
- ✓こうした観光振興財源があることは必要条件に過ぎず、有効に活用するには、しっかりとした**ガバナンス**が必要である。
- ✓理想的な用途として、「**人材**」、「**データ整備**」や「**地域のコミュニティへの還元**」、「**良質な体験の提供**」等に充てることが考えられる。